

みやこ町公共施設等総合管理計画

令和 6 年 3 月

みやこ町

目 次

第 1 章 はじめに..... 1

1. みやこ町の概要.....	1
(1) 地理的概況と3つの地区	1
(2) 社会的な概況	2
(3) 目指すべき公共施設のあり方(公共施設の再配置).....	3
2. 計画策定の背景と目的.....	4
3. 計画期間.....	4
4. 計画の位置付け	5
5. 関連計画の方針について	5
第3次みやこ町総合計画	5
公共施設・インフラ系施設個別施設計画.....	6
6. 計画の対象施設.....	7

第 2 章 公共施設の概況 8

1. 人口の現状と将来推計人口	8
2. 財政の現状.....	10
(1) 歳入の推移	10
(2) 歳出の推移	10
(3) 普通建設事業費の推移	11
(4) 経常収支比率と実質公債費の推移	12
3. 公共施設の保有状況.....	13
(1) 公共施設の保有状況.....	13
(2) 福岡県内自治体と保有量の比較.....	14
(3) 建築年別保有面積の状況	15
(4) インフラ系施設の保有状況	17
4. 将来更新費用の推計.....	18
公共施設(建築物)の将来更新費用	18
(1) 18	
(2) インフラ系施設の将来更新費用	22
(3) 有形固定資産減価償却率の推移	23
(4) 管理・修繕・更新に係る経費と充当可能な財源の見込み	24

第 3 章 公共施設等の管理に関する基本方針..... 25

1. 現状や課題に関する基本認識.....	25
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	27

(1) 基本的な考え方	27
(2) 基本原則.....	27
(3) 管理に関する基本方針.....	28

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 31

1. 町民文化系施設.....	32
(1) 施設の概要	33
(2) 施設の課題	33
(3) 管理に関する基本的な方針	34
(4) 重点プラン.....	34
2. 社会教育系施設.....	35
(1) 施設の概要	36
(2) 施設の課題	36
(3) 管理に関する基本的な方針	36
(4) 重点プラン.....	37
3. スポーツ・レクリエーション系施設.....	38
(1) 施設の概要	39
(2) 施設の課題	39
(3) 管理に関する基本的な方針	40
(4) 重点プラン.....	40
4. 産業系施設.....	42
(1) 施設の概要	43
(2) 施設の課題	43
(3) 管理に関する基本的な方針	44
(4) 重点プラン.....	44
5. 学校教育系施設.....	45
(1) 施設の概要	46
(2) 施設の課題	46
(3) 管理に関する基本的な方針	46
(4) 重点プラン.....	47
6. 子育て支援施設.....	48
(1) 施設の概要	49
(2) 施設の課題	49
(3) 管理に関する基本的な方針	49
(4) 重点プラン.....	49
7. 保健・福祉施設.....	50
(1) 施設の概要	51
(2) 施設の課題	51
(3) 管理に関する基本的な方針	51
(4) 重点プラン.....	51

8. 医療施設.....	52
(1) 施設の概要	53
(2) 施設の課題	53
(3) 管理に関する基本的な方針	53
(4) 重点プラン	53
9. 行政系施設.....	54
(1) 施設の概要	55
(2) 施設の課題	55
(3) 管理に関する基本的な方針	55
(4) 重点プラン	56
10. 公営住宅等.....	57
(1) 施設の概要	58
(2) 施設の課題	58
(3) 管理に関する基本的な方針	59
(4) 重点プラン	59
11. 供給処理施設	60
(1) 施設の概要	61
(2) 施設の課題	61
(3) 管理に関する基本的な方針	61
(4) 重点プラン	61
12. その他	62
(1) 施設の概要	63
(2) 施設の課題	63
(3) 管理に関する基本的な方針	63
(4) 重点プラン	63
13. 道路・橋梁	65
(1) 施設の現状・課題	65
(2) 管理に関する基本的な方針	65
14. 上水道・下水道.....	66
(1) 施設の現状・課題	66
(2) 管理に関する基本的な方針	66
15. 公園	67
(1) 施設の現状・課題	67
(2) 管理に関する基本的な方針	67

第5章 計画の推進に向けて..... 68

1. 総合的かつ計画的な管理に向けた方策.....	68
(1) 全庁的な取組体制の構築	68
(2) 情報の一元管理.....	69
(3) 町民や議会との情報の共有	69

(4) 職員の意識改革	69
2. フォローアップの実施方針	70
3. 計画の推進スケジュール	71
4. 重点プラン実施による削減効果	72

6. 参考資料 **73**

■ 用語解説	73
--------------	----

第1章 はじめに

1. みやこ町の概要

(1) 地理的概況と3つの地区

みやこ町は、平成18年(2006)3月20日、同じ自然資源や文化を継承する京都郡の旧勝山町・旧犀川町・旧豊津町の3町が合併して、東西13.2km、南北28.4km、総面積151.34km²の町として誕生しました。

本町は、福岡県の北東部に位置し、東は行橋市と築上郡築上町、西は田川郡の添田町・赤村・香春町、南は大分県、北は北九州市小倉南区に接しています。町域の南側と北側は、急峻な山々に囲まれ、英彦山を源とする今川・祓川、北部の山地を源流とする長峽川がそれぞれ町内を流れて周防灘へと注いでいます。

旧町からなる3つの地区について、以下に概況を示します。

図表 1-1:3つの地区(旧3町)の概況

勝山地区	<ul style="list-style-type: none">○福岡都市圏から筑豊地域を経由し、苅田町へ至る大動脈である国道201号が東西に走っており、沿道には役場本庁舎があります。○農業が盛んで、地味肥沃な河川沿いに広がる農地で生産される勝山米、また山あいでは採れる品質の優れたタケノコは、それぞれ本町の特産物となっています。
犀川地区	<ul style="list-style-type: none">○平成筑豊鉄道と主要地方道行橋添田線は、日常生活圏を構成する行橋市と本町を結ぶ重要な交通網となっています。また、南部山間部には、中山間生産・レクリエーション機能を支える交流基盤として、国道496号が祓川に沿って走っています。○南部は、急峻な山々に囲まれ、祓川流域には県営伊良原ダムが建設されました。
豊津地区	<ul style="list-style-type: none">○東九州自動車道みやこ豊津ICや国道10号行橋バイパスが整備され、これらの交通網を活用した産業の活性化や町内外の人的交流が期待されています。○筑前国分寺・国分尼寺をはじめとした多くの文化遺産が点在し、歴史的資源を活かしたまちづくりが進められています。○用途地域を持たない豊津都市計画区域が指定されており、豊かな自然環境と活力・住みやすさが共存した、環境共生型の新たな都市圏構造の実現を目指しています。

(2) 社会的な概況

本町の人口は、令和2年(2020)国勢調査人口では、前回の平成 27 年(2015)の調査から5年間で 1,418 人減少し、18,825 人となっています。また、年少人口の比率は、10.1%まで落ち込み、一方で高齢化率は 42.1%を超えるなど、人口の減少、少子高齢化のさらなる進行がみられます。

2019 年(令和元年)7月1日～2019 年(令和元年)7 月 15 日に行われた住民アンケート結果をみると、満足度ランキングの上位には「自然環境の豊かさ」や「ごみ処理、リサイクルの取り組み」があげられています。一方、「公共交通の充実」「日常の買い物のしやすさ」が突出して低くなっています。

本町の地域特性について以下に示します。

- 北九州空港および東九州自動車道の整備に伴い、交流のための基盤が完備されており、県内他地域に比べ優位性の高い条件にある。
- 山・川・田園など、バラエティに富んだ自然環境・農村環境が守られている地域である。
- 多くの貴重な歴史・文化遺産を継承しており、文化性の高い地域である。
- 肥沃な農地に生まれ、高い農業生産力と地元産品を活かした特産品づくりが盛んである。
- 2019年（令和元年）7月にリニューアルオープンしたじゃぶち森のビレッジや伊良原ダム周辺では、豊かな自然環境を求め、町内外から多くの人々が訪れており、観光・交流の拠点として交流人口の更なる増加が期待されている。

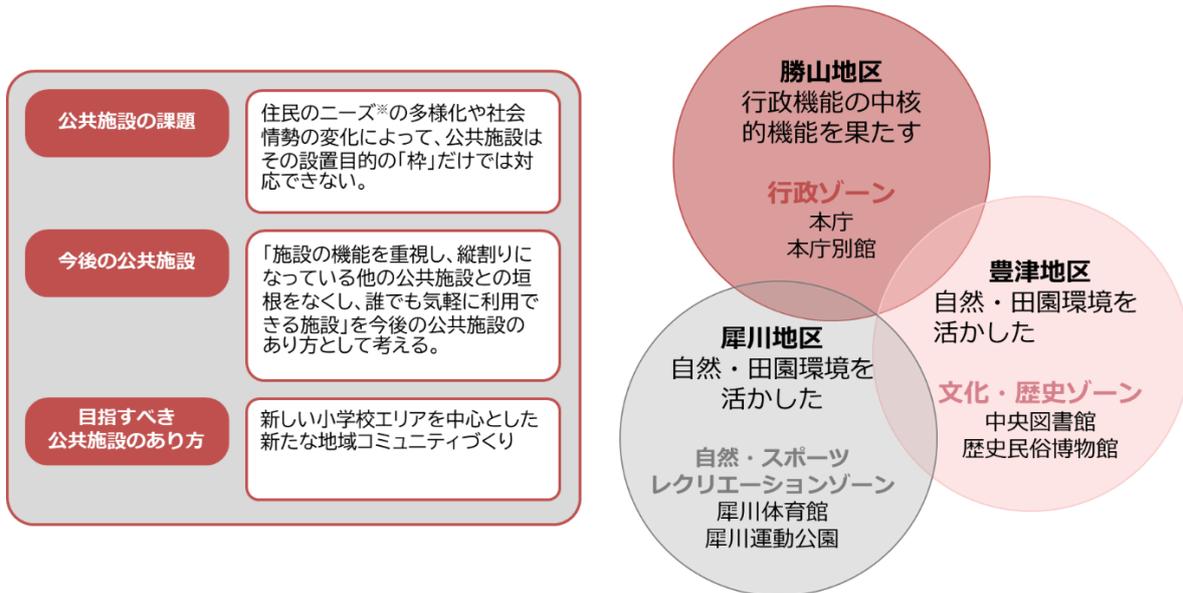
(3) 目指すべき公共施設のあり方(公共施設の再配置)

本町においては、少子高齢化社会の急速な進展による集落機能の低下とコミュニティ機能の希薄化、厳しい財政状況、施設の老朽化と更新費用等の増加など、公共施設を取り巻く状況は厳しく、喫緊の課題として新たな地域づくりが必要となっています。

そのような背景のもと、効率的で質の高い行政サービスを提供するため、今後の公共施設のあり方として、新しい小学校エリアを中心とした新たな地域コミュニティ形成を掲げ、今後の方向性を示します。

また、3つの地区を右図に示すゾーンに区分し、各ゾーンの活性化策として地域づくりの核となる施設整備に取り組み、公共施設の再配置を推進していきます。

図表 1-2:まちづくりを推進する3つのゾーンと目指すべき公共施設のあり方



公共施設の再配置に係る基本的な考え方として、3つのゾーンを基本としながら、学校再編に併せて、子どもたちと地域の様々な人がかかわりあう「学びと交流・文化拠点」となる機能を備えた施設を新しい小学校エリアに集約することとします。公共施設の再配置は、町民アンケート調査やグループ意見交換会を実施するなど、住民の意見を十分に踏まえた上で検討しました。

人々が集う地域コミュニティづくりを行うことにより、地域の活性化、ひいては地域の振興・再生へつながるものと考えます。以下に、新たな地域コミュニティづくりのコンセプトを示します。

◆ 新たな地域コミュニティづくりのコンセプト

- 新たな地域コミュニティづくりによる住民福祉の増進及び行政サービスの向上
- 学校教育と地域コミュニティをつなぐ場
- 多機能型の地域コミュニティ拠点
- 災害時の拠点避難施設
- 多世代交流が生まれる場
- 放課後児童の居場所
- 地域全体の見守りで児童の安全確保

2. 計画策定の背景と目的

我が国の高度経済成長期には、飛躍的な経済規模の拡大と急激な都市化とともに、様々な公共施設が一斉に整備されました。また、道路・橋梁や上下水道等のインフラ系施設についても、公共施設と同様に、都市化の進展に伴い整備が行われてきました。現在、これらの公共施設等の多くは、建築後 30 年以上を経過し、日常の維持管理費に加え、今後、大規模改修や建替え等に多額の費用が必要となります。

一方、人口減少や少子高齢化に伴う社会保障関係経費等の歳出増加と生産年齢人口の減少に伴う税収減少により、公共施設の大規模改修や建替え等に充てる財源の確保が大変難しくなると予測されており、今ある全ての施設を今後も保有し、維持し続けることが困難な状況となっています。

本町においても、令和4年度(2022)末現在、258 設、約 15.4 万㎡の公共施設を保有しており、その6割近くが建築後 30 年を超え、今後の更新費用等の増大が予測されています。また、合併による同様の機能を持つ施設の重複などにより、町民一人当たりの延床面積は 8.26 ㎡/人と、福岡県内自治体の平均(4.23 ㎡/人)を大きく上回っており、利用需要の変化に伴う利用率の低い施設や維持管理費が高い施設等については、施設のあり方について検討を行う必要があります。

これらを踏まえ、本町が保有する公共施設等について、適切な規模のあり方および効率的・効果的な維持管理運営等の基本的な方向性を示すとともに、財政負担の軽減化・平準化を図り、真に必要な公共サービスを持続可能なものにするため、「みやこ町公共施設等総合管理計画(以下、「本計画」という。)」を策定します。

3. 計画期間

将来、施設等が提供するサービスや機能を維持するためにも、改修・更新時期が集中する時期に保有総量の削減など、重点的に具体的な取組を行うことが重要です。本町の公共施設等の改修・更新時期は、今後 40 年間の間に集中することが見込まれています。

一方、「第2期みやこ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、出生率の上昇対策、転出の抑制や転入の促進等の人口減少対策に取り組み、令和 42 年(2060)に総人口 15,000 人程度を維持することを長期目標としています。

このことから、更新の集中時期および人口と公共施設の保有総量との相関性を考慮し、本計画の計画期間を

令和 6 年度(2024)から令和 45 年度(2063)までの「40 年間」

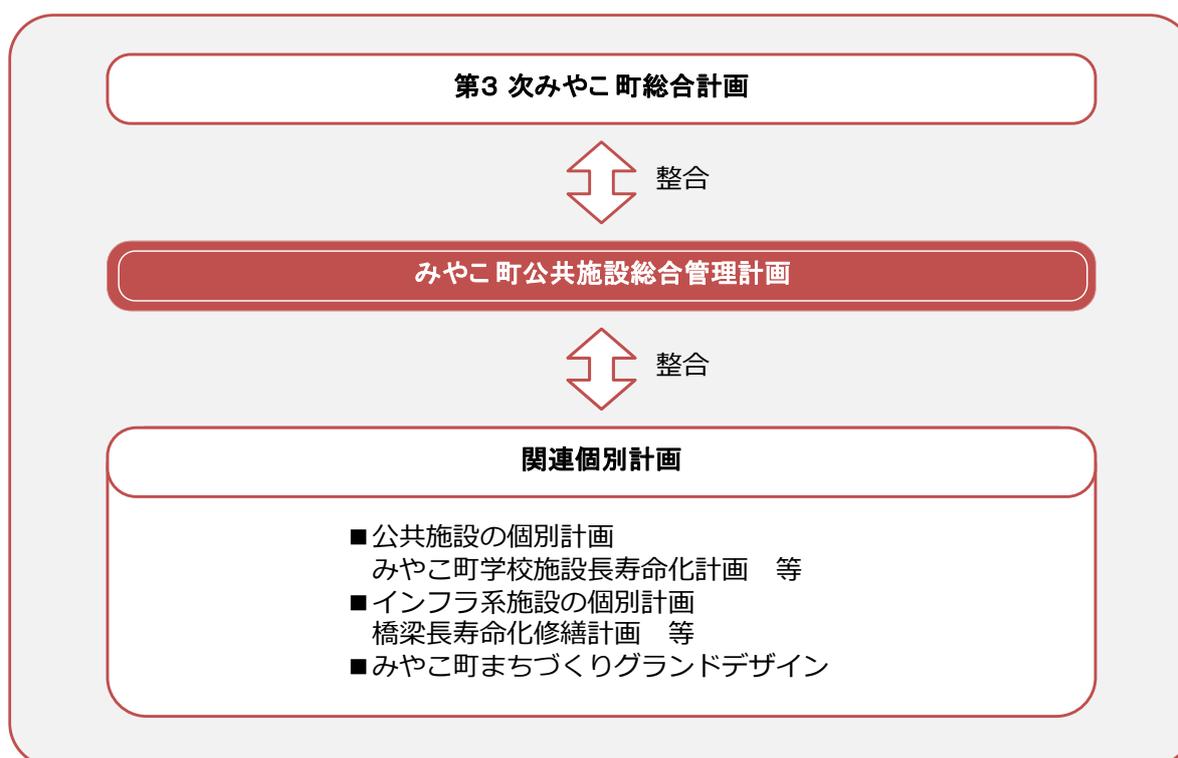
と設定します。

本計画は、中長期的な視点による検討が不可欠であり、また個別計画に係る基本的な方針に関するものであるため、今後の上位・関連計画や社会情勢等の変化などに対応し、必要に応じて適宜見直しを行います。

4. 計画の位置付け

本計画は、今後 10 年間を見据えた5年間のまちづくりの方向性を示す「第3次みやこ町総合計画(令和3年6月策定)」(計画期間:令和3年度～7年度)の基本理念のもと、本町のまちづくりに沿って、今後の公共施設等の基本的な取組みの方向性について定めるものです。今後、策定する個別計画等は、本計画に基づき、推進するものとしします。

図表 1-3:みやこ町公共施設等総合管理計画の位置づけ



5. 関連計画の方針について

第3次みやこ町総合計画

向こう5年間の本町のまちづくりの方向性をしめすものであり、各種行政計画の最上位計画としてまちづくりを支える総合的な行政運営の基本方針を示しています。

重点プロジェクトの概要

「第3次みやこ町総合計画(令和3年6月策定)」では、今後5年間で戦略的・重点的に取り組む施策・事業を横断的な視点から整理し、以下に示すような重点プロジェクトが位置付けられています。特に、本計画と関連する「道路を整備する」「住環境をよくする」に基づき、公共施設の配置及び管理運営の合理化を具体的に進めることとしています。

施策7 道路を整備する**現状と課題**

- 本町の道路網は、国道201号、496号及び主要地方道行橋添田線、椎田勝山線を中心に構成されています。2016年（平成28年）3月に宮崎まで東九州自動車道が開通し、町内では街の北東部にみやこ豊津ICが設置され、高速交通網にもアクセス可能となりました。
- これまで関係機関と連携し道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化、町全体の高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。
- 引き続き、国道・県道の整備促進を図るとともに、町内道路網の体系的、計画的な整備を進めます。幹線道路である国道や県道につながる町道は、域内を循環する道路として器量準備を推進します。また、住民生活の利便性、安全性の向上のために住民の生活道路である町道については、歩道の確保や凸凹の修繕など整備を進めるとともに、定期的な改修を行います。
- 橋梁については、老朽化に対して計画的な改修及び長寿命化に向けた取り組みを推進します。

施策8 住環境をよくする**現状と課題**

- 今後は、老朽化が進む町営住宅については、町の財政状況や近年の空き住戸の応募率の低下などを勘案し、住環境確保のために長寿命化計画を定期的に見直し、既存住宅の維持管理を図ります。
- 都市機能（医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業など）の配置・集約については、都市計画マスタープランに基づき進めます。

公共施設・インフラ系施設個別施設計画

国のインフラ長寿命化基本計画(平成 25 年(2013 年)11 月策定)および、それに伴い各省庁が策定した施設分野計画策定のガイドラインに基づくものであり、対象の公共施設の個別施設計画として位置付けられます。

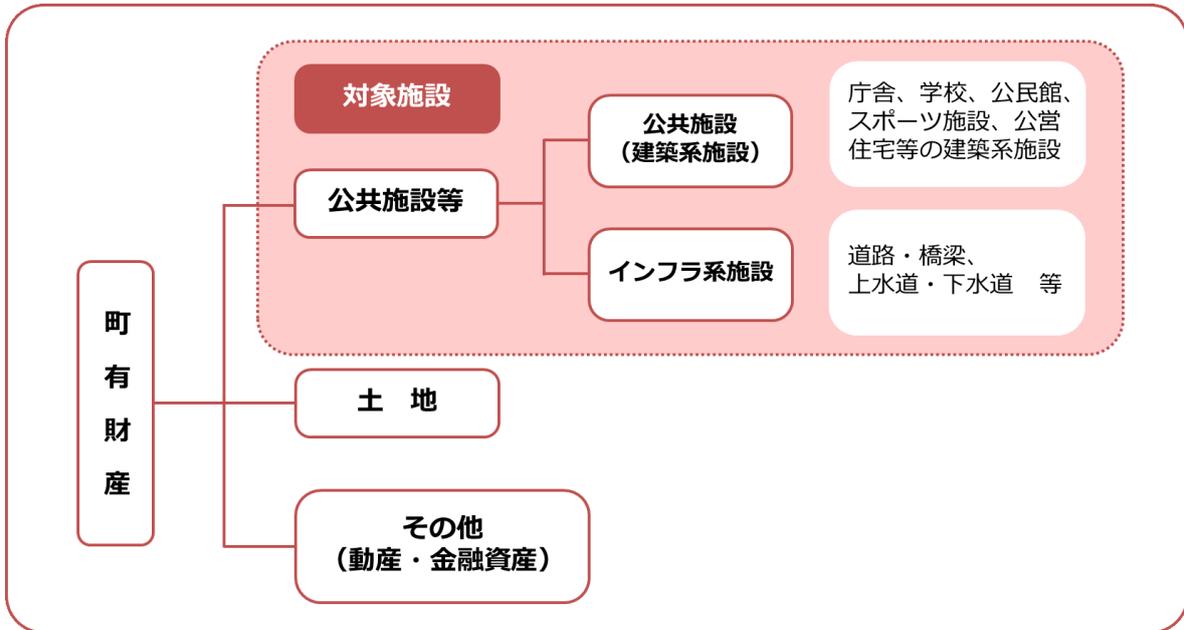
- 公共施設個別施設計画
- みやこ町学校施設長寿命化計画
- みやこ町体育・文化・社会教育施設長寿命化個別計画及び修繕計画
- みやこ町公営住宅等長寿命化計画
- みやこ町まちづくりランドデザイン
- みやこ町公共施設再配置計画
- インフラ系個別施設計画
- 橋梁長寿命化計画
- 道路橋長寿命化修繕計画

- 水道事業経営戦略
- 下水道事業経営戦略

6. 計画の対象施設

本計画の対象施設は、本町が保有するインフラ系施設を含む全ての公共施設等とします。

図表 1-4:計画の対象施設



第2章 公共施設の概況

1. 人口の現状と将来推計人口

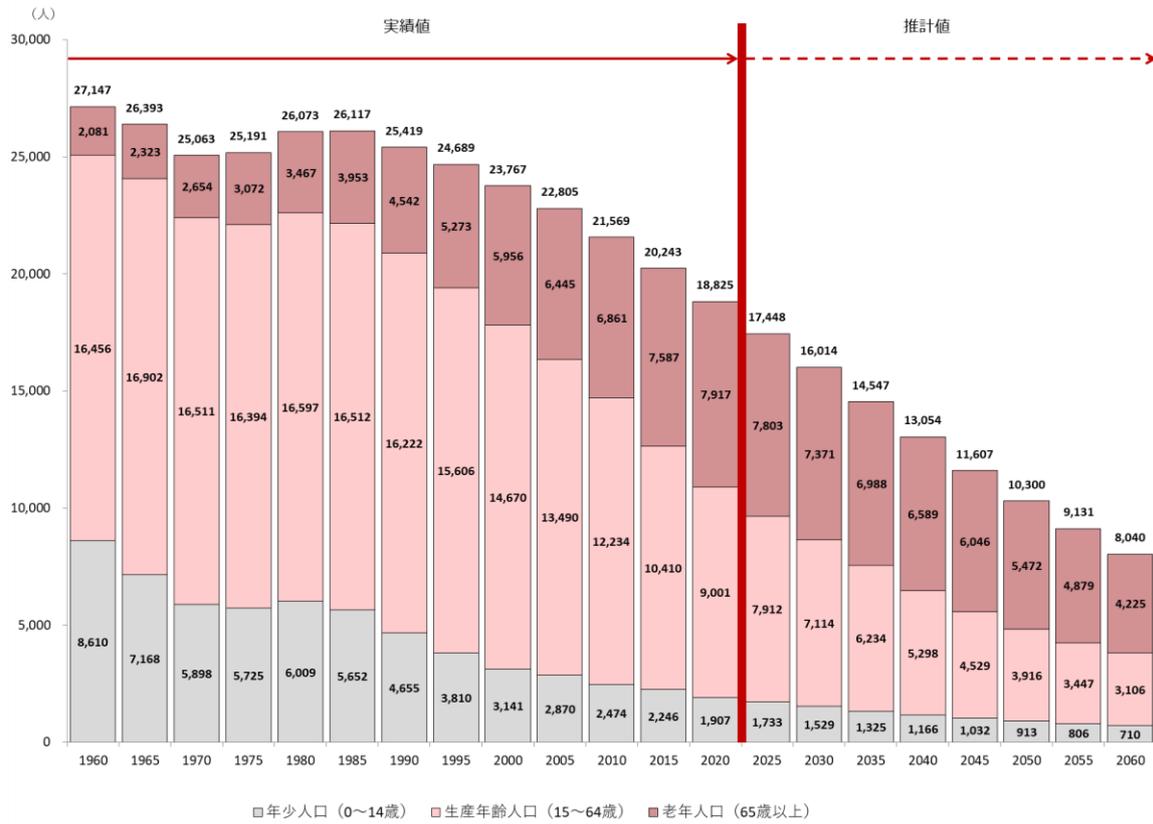
本町の人口推移を国勢調査人口で見ると、昭和 60(1985)年の 26,117 人をピークに一貫して減少し、令和2(2020)年には 18,825 人となり、ピーク時から 27.9%減少しています。今後の本町の総人口は、中長期的に減少傾向が続くと見込まれ、令和 27 年(2045)年には 11,607 人となり、令和2(2020)年から 25 年で 38.3%減少するという推計結果となっています。

この人口の動きを年齢区分別に見ると、年少人口(0~14 歳)の割合は、一貫して減少傾向にあり、令和2(2020)年は昭和 55(1980)年の 28.8%、令和 27 年(2045)年には 17.1%まで減少すると推計されています。また生産年齢人口(15~64 歳)も同様に減少し、令和 27 年(2045)年には 39%になるものとしています。一方、老年人口(65 歳以上)の割合は、平成2(1990)年に年少人口を上回るなど、一貫して増加を続け、令和2(2020)年では全国平均より高い 42%、令和 27 年(2045)年には 52%と生産年齢人口の割合より高くなると推計されています。なお、老年人口数は令和2(2020)年まで増加した後、減少に転じると推計されています。これらのことから、全国的な傾向と同様、人口減少と少子高齢化が確実に進行していることがうかがえます。

本町の将来人口の目標として「みやこ町人口ビジョン」では、出生率の上昇対策や転入の促進等の人口減少対策に取り組んでいます。具体的には令和 12(2030)年の合計特殊出生率 1.87、令和 22(2040)年に 2.07 の実現を目指しています。

また、並行して転出の抑制、望ましい人口構成を考慮した転入の促進などの人口減少対策に取り組み、年間 15~20 世帯の転入超過により、令和 42(2060)年に人口 15,000 人を維持・確保することを目指しています。

図表 2-1:人口推計



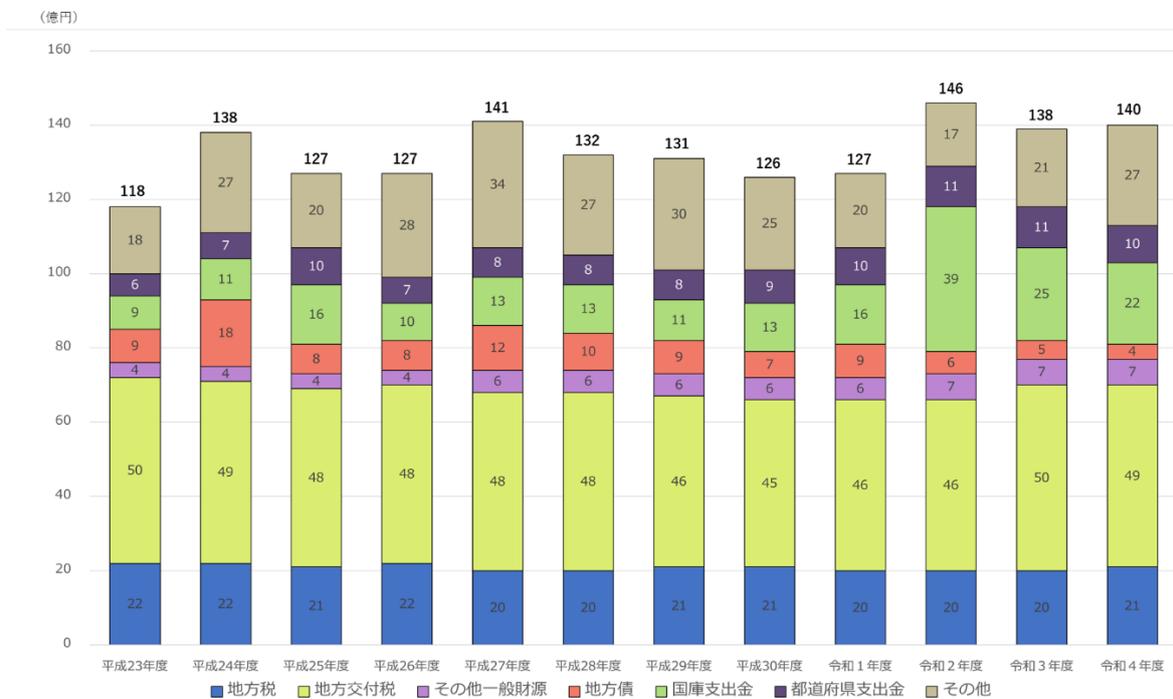
出典:実績値＝国勢調査【昭和 35 年(1960)～令和2年(2020)】(年齢不詳を除く)
 推計値＝「社人研推計(令和2年度)」
 ※端数処理(四捨五入)の関係で、構成比の合計が 100%とならない場合があります。

2. 財政の現状

(1) 歳入の推移

本町の歳入状況をみると、合計額は、平成 23 年度(2011)以降増減を繰り返し、令和2年度(2020)では前年度から 19 億円増加の歳入総額 146 億円となっています。内訳をみると、一般財源の地方税と地方交付税の合計額は、平成 23 年度(2011)以降 70 億円前後で推移しているものの、今後、生産年齢人口の減少が見込まれるため、自主財源の確保については大きく好転することが難しい状況が推測されます。平成 28 年度(2016)から5年間かけて段階的に地方交付税が減額され、歳入の大幅な減少が見込まれます。令和元年以降には国庫支出金が大幅に増加しています。

図表 2-2:歳入の推移



資料:各年度決算財政状況資料集(総務省)

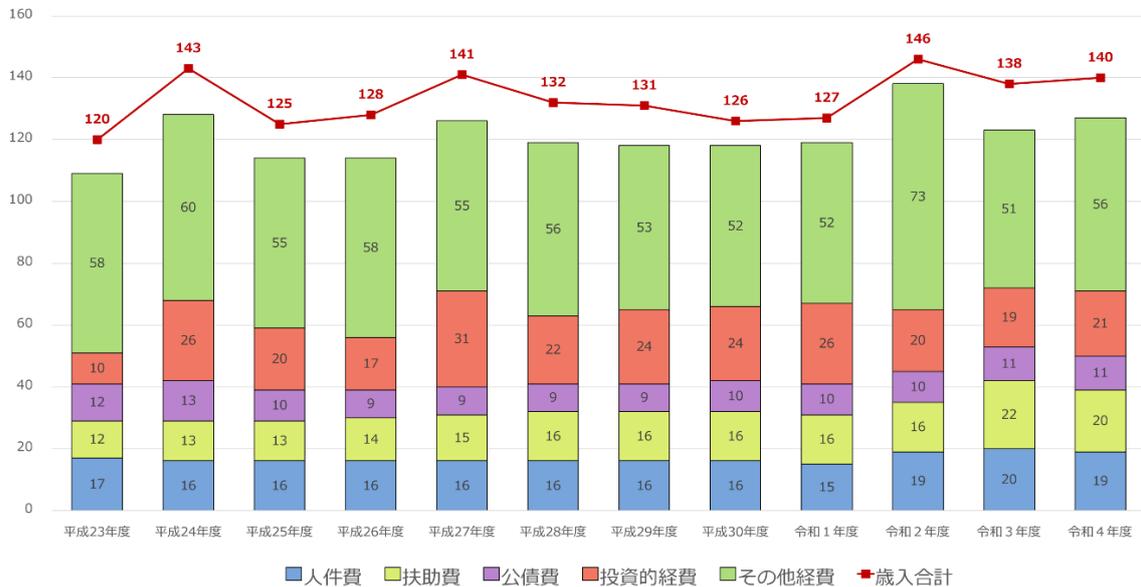
※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

(2) 歳出の推移

本町の歳出状況をみると、合計額は平成 23 年度(2011)が近年では最も低く、以降増減を繰り返し、令和4年度(2023)には 127 億円となっています。内訳をみると、義務的経費のうち、扶助費は高齢化の進行などにより増加傾向にあり、今後も社会保障による歳出の比重は高まることが見込まれます。特に令和3年度からは扶助費の増加が著しいです。また、近年の投資的経費の推移をみると、10~31 億円の間で推移しており、令和4年度(2022)は 21 億円であり、歳出総額

に占める割合は 16.5%となっています。地方財政白書によると、令和3年度の全国平均は 15% となっており、本町は平均より高くなっています。

図表 2-3:歳出の推移



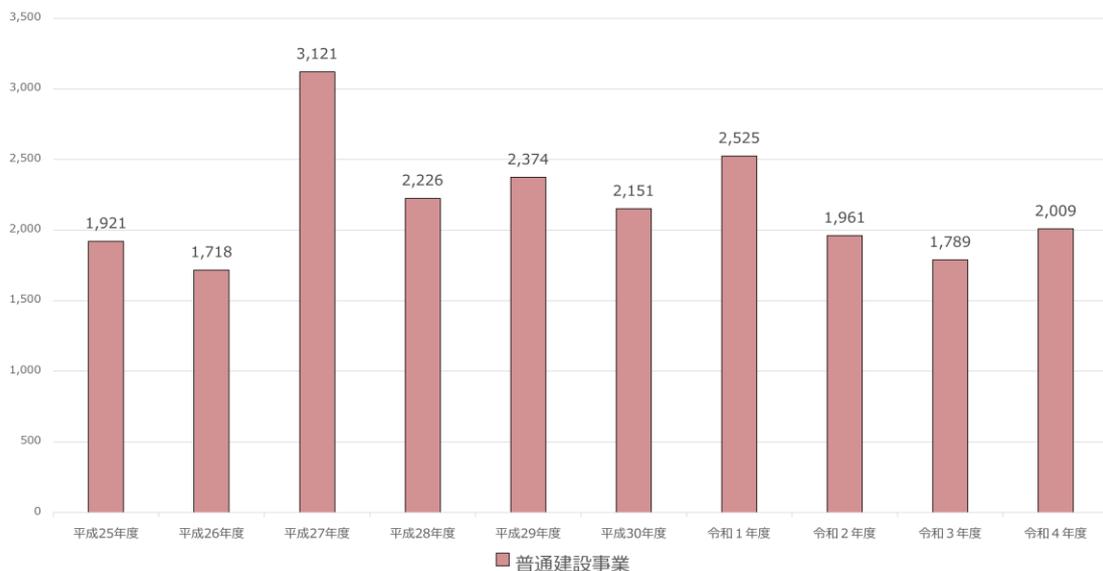
資料:各年度決算財政状況資料集(総務省)

※端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。

(3) 普通建設事業費の推移

過去 10 年間の普通建設事業費(用地買収費を含む)の推移をみると、平成 27 年度(2015)が最も多く、31 億 2 千 1 百万円となっています。また、12 年間で年平均 21 億 8 千万円程度となっています。

図表2-4:普通建設事業費の推移



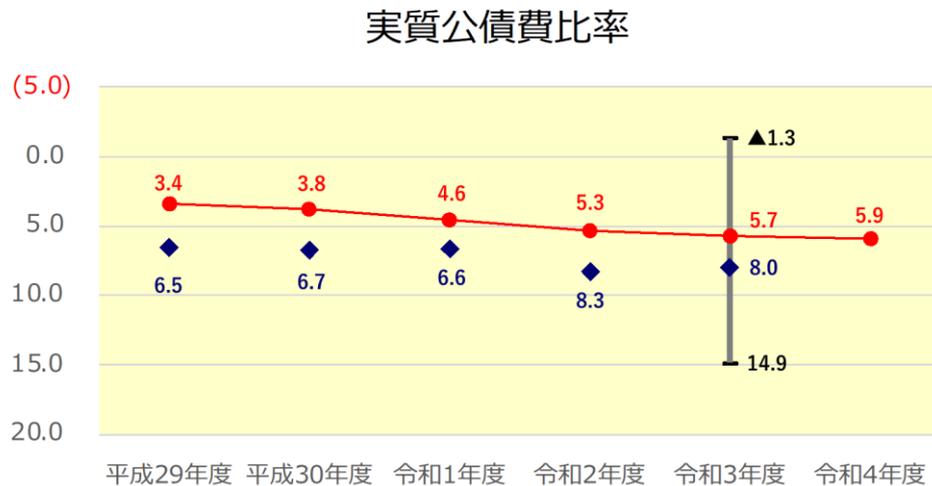
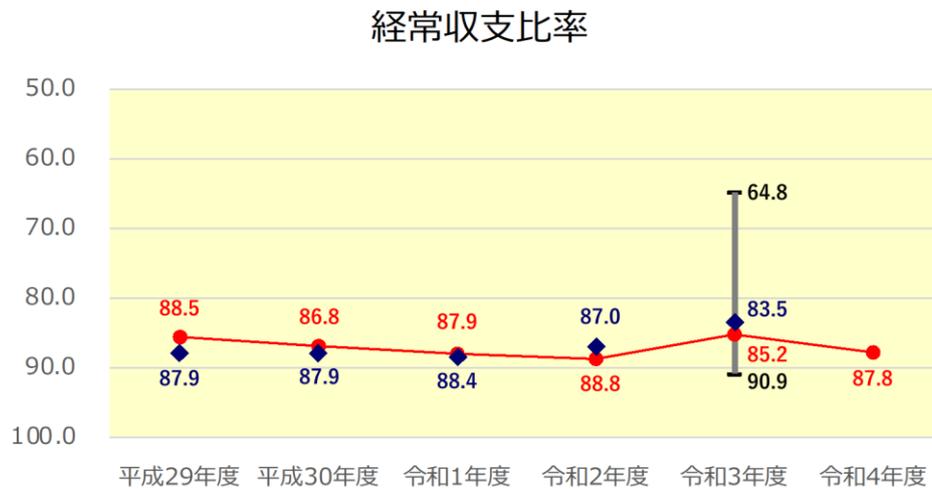
出典:財務課

(4) 経常収支比率と実質公債費の推移

本町の財政構造の弾力性を示す経常収支比率と実質公債費比率について、令和3年度決算財政状況資料集(総務省)でみると、経常収支比率は、「集中改革プラン」や「職員定員適正化計画」等に沿った財政改革により、類似団体平均を上回ってはいるものの、令和3年度には前年度より3.6%改善されています。また、実質公債費比率は、令和2年度と比較し0.4%増となっており、類似団体平均を2.3%下回っています。

今後も、経常経費の削減や重要度・必要度など住民ニーズを的確に把握した事業の選択により、効率的な財政運営に努める必要があります。

図表 2-5: 経常収支比率と実質公債費比率の推移



● みやこ町の値
◆ 類似団体内の平均値
T 類似団体内の最大値及び最小値

出典: (みやこ町の値)市町村財政状況の推移(福岡県)
(類似団体内の平均値・類似団体内の最大値および最小値)令和3年度決算財政状況資料集(総務省)

3. 公共施設の保有状況

(1) 公共施設の保有状況

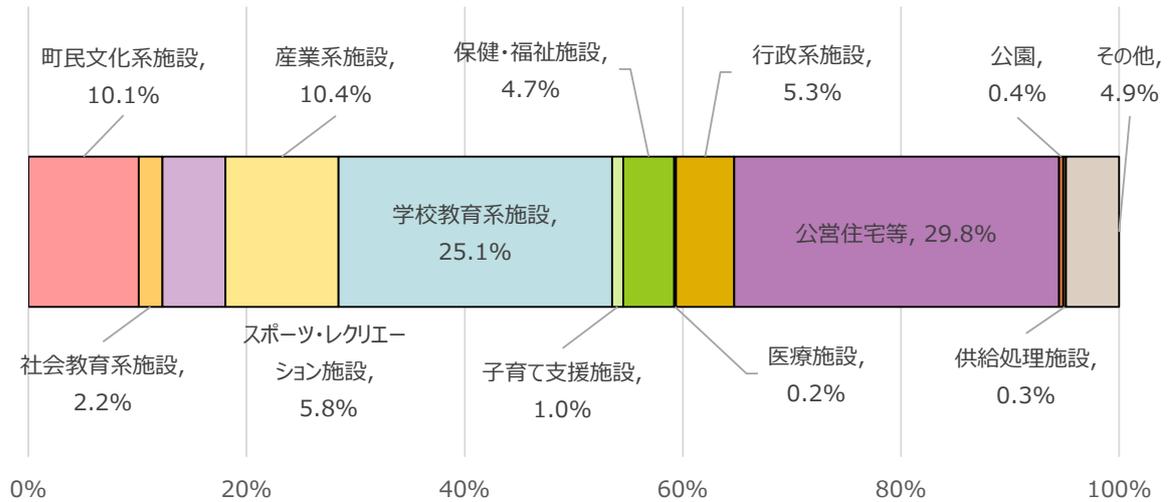
本町の保有する公共施設は、令和4年度(2022)末現在 258 施設あり、その延床面積の合計は約 15.4 万㎡となっています。これらを類型別にみると、施設数ではその他を除き、行政系施設が 64 施設と最も多く、次いで町民文化系施設 50 施設、公営住宅等 34 施設と続いています。また、類型別の延床面積の構成比で、公営住宅等が 29.8%と最も高く、次いで学校教育系施設 25.1%、産業系施設 10.4%と続き、これらの施設で全体の約6.5割以上を占めています。1施設当たりの規模(延床面積)では、学校教育系施設と保健・福祉施設が大きい傾向にあります。

図表 2-6:類型別公共施設の保有状況

分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比 (%)	
			施設数	延床面積
町民文化系施設	50	15,561.93	19.4%	10.1%
社会教育系施設	2	3,341.66	0.8%	2.2%
スポーツ・レクリエーション施設	11	8,888.96	4.3%	5.8%
産業系施設	15	15,961.97	5.8%	10.4%
学校教育系施設	11	38,594.91	4.3%	25.1%
子育て支援施設	2	1,598.59	0.8%	1.0%
保健・福祉施設	3	7,181.54	1.2%	4.7%
医療施設	1	283.21	0.4%	0.2%
行政系施設	64	8,179.98	24.8%	5.3%
公営住宅等	34	45,849.86	13.2%	29.8%
公園	12	604.57	4.7%	0.4%
供給処理施設	1	399.12	0.4%	0.3%
その他	52	7,483.16	20.2%	4.9%
合計	258	153,929.46	100.0%	100.0%

出典:みやこ町

図表 2-7: 類型別延床面積の割合

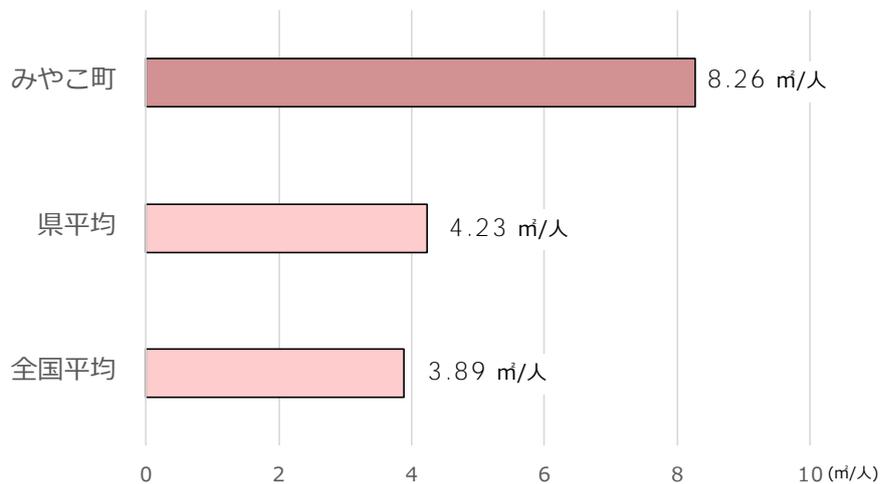


出典:みやこ町(令和4年度末現在、上下水道施設は除く)

(2) 福岡県内自治体と保有量の比較

本町の公共施設の町民一人あたり延床面積は、8.26 m²/人となっています。これは、全国平均の3.89 m²/人や福岡県内自治体平均の4.23 m²/人に比べ多く、福岡県内自治体平均の約2倍以上となっています。その要因としては、合併に伴い機能の重複した公共施設が人口規模に対して多いことや人口減少などがあげられます。

図表 2-8: 公共施設の保有状況の比較



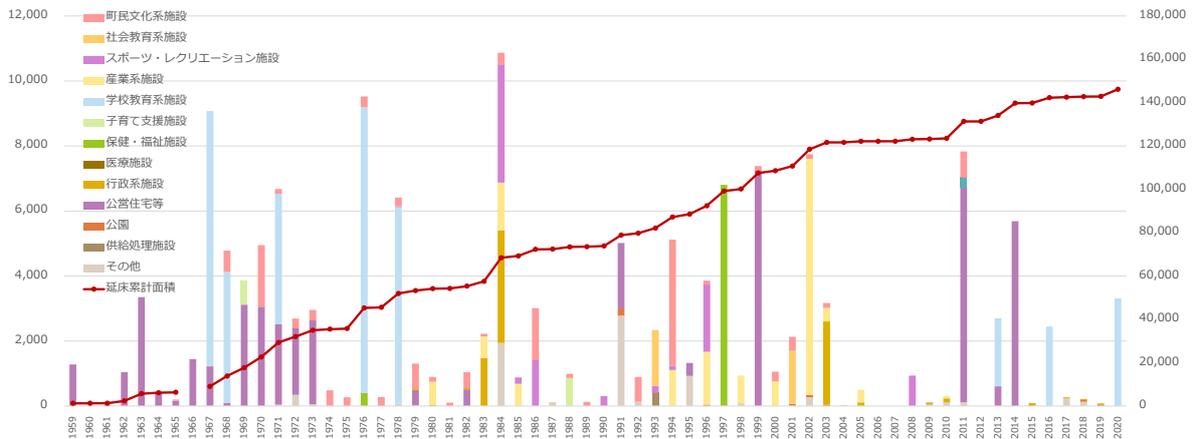
出典: 本町及び全国・県の自治体人口は令和3年国勢調査
 全国・県の自治体の公共施設延床面積は総務省令和3年度公共施設状況調査

(3) 建築年別保有面積の状況

公共施設を建築年別にみると、全体的には昭和 42 年(1967)から昭和 53 年(1978)にかけて学校教育系施設の整備が多くなっています。昭和 48 年(1973)までに公営住宅等の整備が多くなっており、平成 12 年(2000)以降も延床面積を増やしていることがわかります。本町では、建築後 30 年を超える建物は、全体の 58.4%と、6割近くを占めており、これらの施設は、老朽化の進行に応じて、短期的には大規模改修が、長期を見据えた更新の検討が必要です。

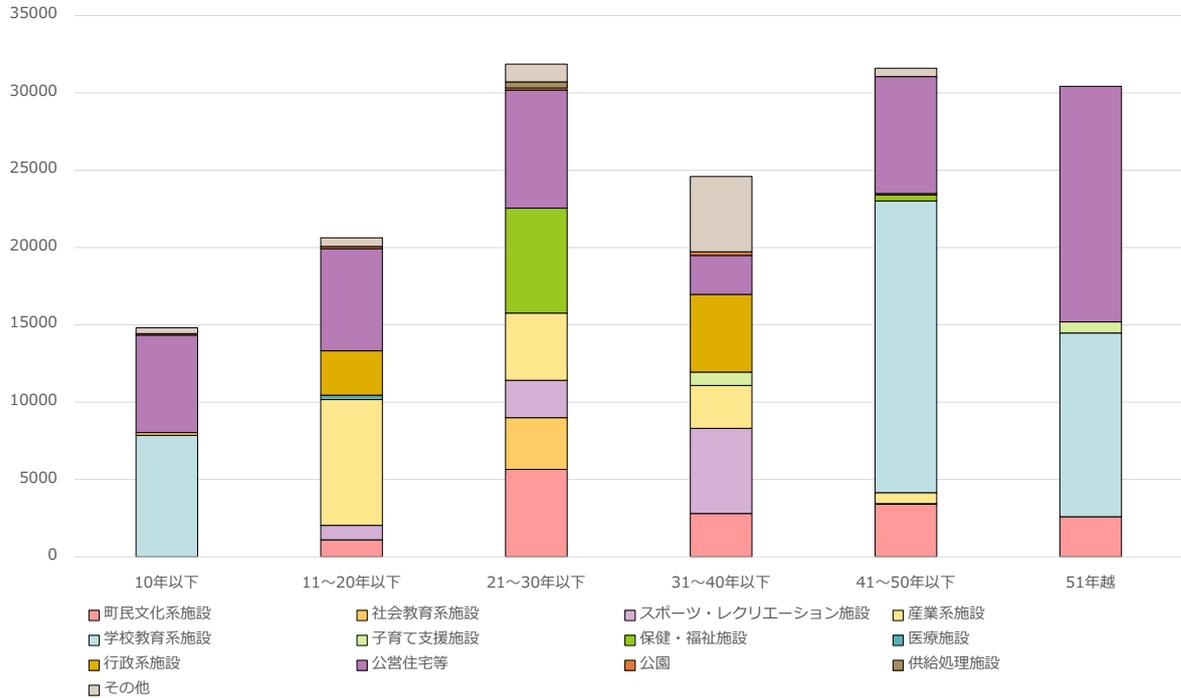
建築年別の整備状況を新旧耐震基準別にみると、新耐震基準となる昭和 57 年(1982)以降に建てられた施設は、延床面積全体の 59.7%を占める 91,886 m²となっています。一方、全体の 40.3%に当たる 62,095 m²の施設は、旧耐震基準となる昭和 56 年(1981)以前に建てられた施設であり、耐震性能が保たれていないことが想定されます。また、類型別に新旧耐震基準別延床面積の割合をみると、旧耐震基準により建てられた施設は、学校教育系施設 79.7%、公営住宅 49.8%、子育て支援施設 45.4%となっており、学校の校舎や体育館については耐震化が終了しているものの、老朽化への対応とともに、耐震化を含む大規模改修についても検討する必要があります。

図表 2-9: 類型別建築年別保有面積の状況



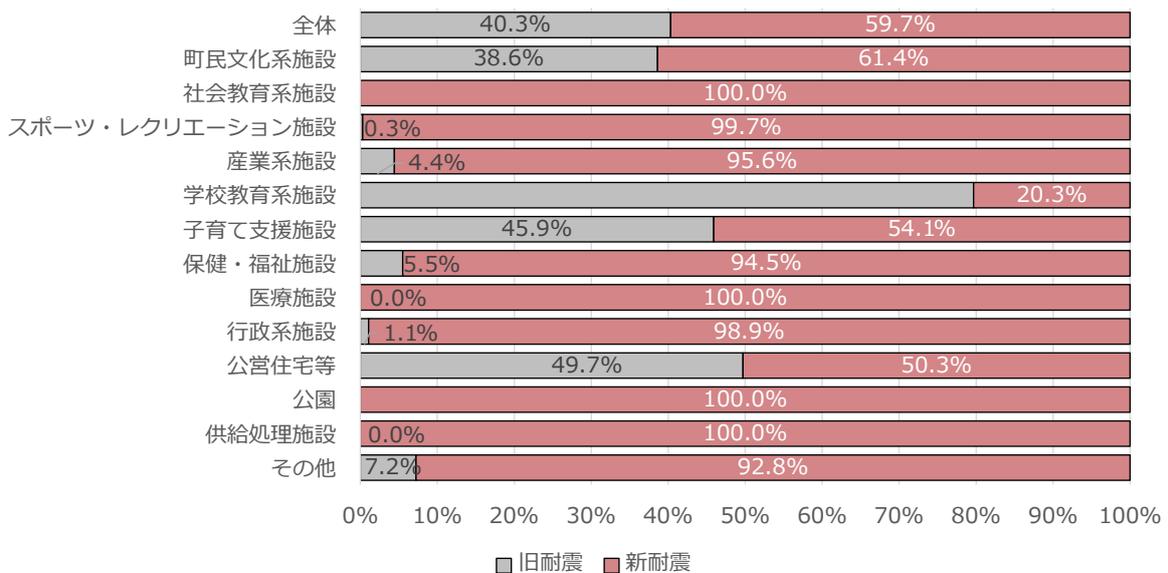
出典:みやこ町(令和 4 年度末現在、上下水道施設は除く)

図表 2-10:経過年数別保有面積の状況



出典:みやこ町(令和 4 年度末現在、上下水道施設は除く)

図表 2-11:類型別新旧耐震基準別の延床面積合計



出典:みやこ町(令和 4 年度末現在、上下水道施設は除く)

(4) インフラ系施設の保有状況

本町では、生活や産業の基盤となる道路・橋梁、上下水道のインフラ系施設を保有しており、令和4年度(2022)末現在、道路改良率 65.0%、上水道普及率 53.3%、下水道普及率 24.6%、下水道接続率 82.6%となっています。今後、多様化するニーズに対応した整備が求められる中で、商店街等に近接する道路や学校の通学路の歩道設置など、安心安全につながる整備が求められています。また、近年の地震や集中豪雨などの自然災害の頻発等を踏まえ、インフラ系施設の適切な維持管理の重要性について考慮する必要があります。

図表 2-12:インフラ系施設の保有状況

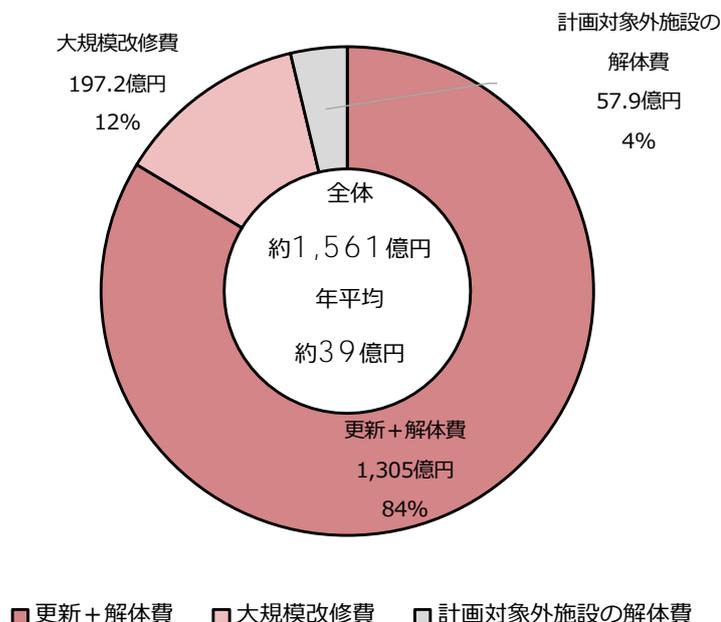
種別	内容	施設数量	
道路	一般道路	464,246	m
	自転車歩行者道	14,904	m
	道路改良率	65.0	%
橋梁	橋梁延長	3,530	m
	橋梁数	278	橋
	15m未満	205	橋
	15m以上	73	橋
上水道	管路延長	196,835	m
	上水道施設	14	施設
	耐震管整備率	19.4	%
	上水道普及率	53.3	%
下水道	管路延長	40,746	m
	下水道施設	3	施設
	下水道普及率	24.6	%
	下水道接続率	82.6	%

出典:みやこ町(令和4年度末現在)

4. 将来更新費用の推計

(1) 公共施設(建築物)の将来更新費用

図表 2-13:今後 40 年間の期間別改修・更新費用

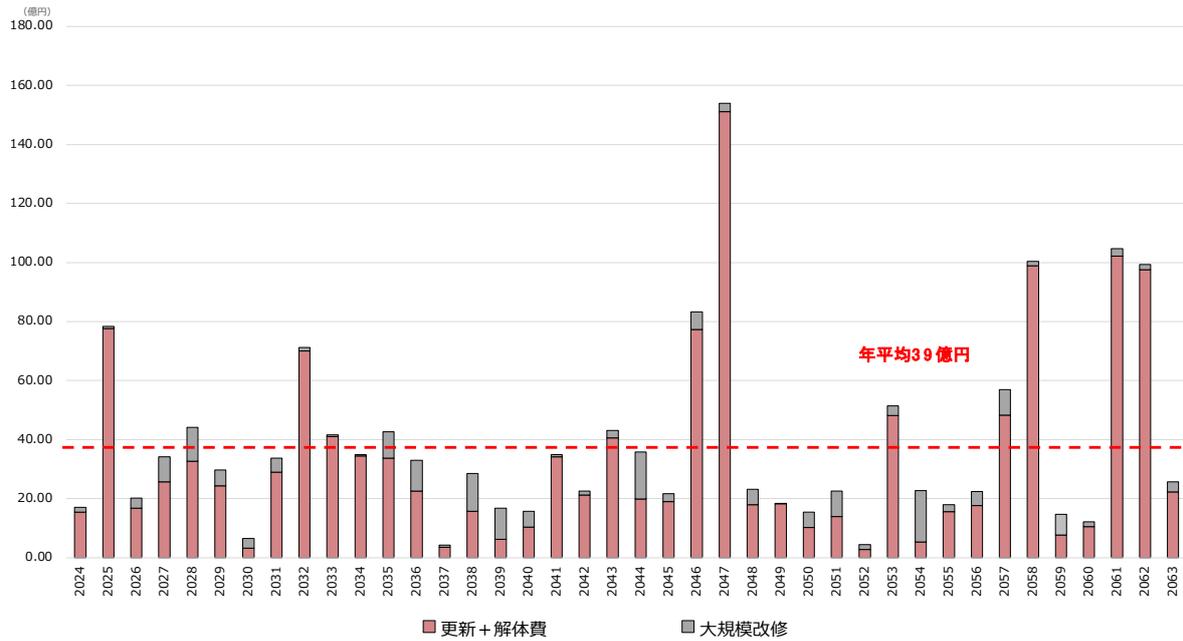


公共施設の更新費用を推計すると、このまま現状の既存施設を全て保有すると仮定した場合、令和6年(2024)～令和45年(2063)までの40年間で約1,561億円、年平均39億円の大規模改修と建替えの費用が必要となります。

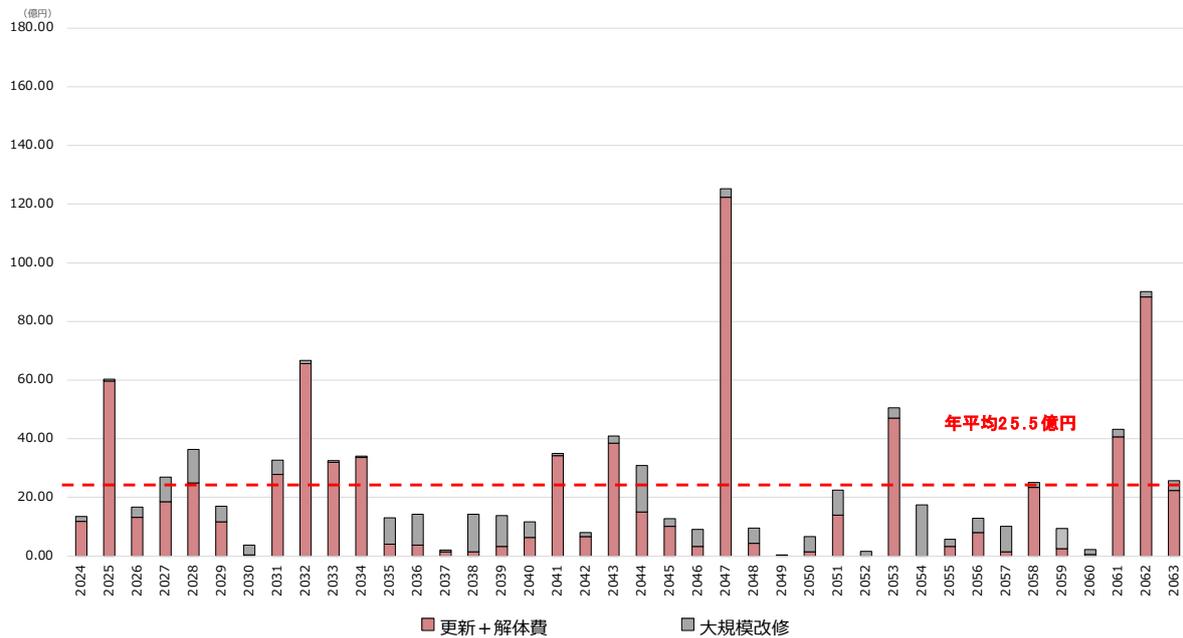
このことから、既存施設の中で長寿命化をする施設と、対象施設内で、構造・用途等の状況や財源が限られているものに関しては、大規模改修や建替えを行わず整理統合することを着実かつ迅速に検討していく必要があります。

総延床面積を削減した場合の公共施設の今後40年間の更新等の費用は以下のようになります。削減をした場合は、40年間で1,020億円、年平均25.5億円の負担に抑えることができます。しかし、それでも今後の人口減少による歳入の縮減が予測されるので、より多くの施設の再編を検討する必要があります。

図表 2-14:今後 40 年間の年次別改修・更新費用



図表 2-15:今後 40 年間の年次別改修・更新費用(適正化後)



【従来型更新の試算】

適正化前の試算は全ての施設の将来方針を「現状維持」と位置付けたと仮定したうえで、長寿命化・統廃合・譲渡を行わずに法定耐用年数をむかえた施設は、解体と更新を行い、法定耐用年数の1/2の段階では大規模改修を行うこととします。

※すでに廃止されていて計画対象施設に含まれていない施設は令和6(2024)年から5年の間に解体するものとし、その5年間の間に試算に解体費を按分して計上しました。

【適正化後の試算】

本町の人口減少やそれに付随する財政状況を鑑み、公共施設における持続可能な行政サービスの提供のため、必要な機能を維持しつつ、公共施設の数や規模を将来の本町の人口や財政規模に見合ったものにする取り組みを反映した試算を適正化後の試算とします。

適正化を行うにあたって、本町の現状を鑑みた結果、みやこ町コミュニティセンター「いこいの里」と豊津福祉センター「すどりの里」を除いた施設は大規模改修を行わずに、将来方針が「現状維持」のものは、法定耐用年数をむかえたら解体と更新を行うこととします。

施設の将来方針を「譲渡」「民営化」と定めたものは、譲渡と民営化までの期間に更新を行わず、譲渡と民営化を実施する年から試算から除外することとします。

施設の将来方針を「廃止」と定めたものは、廃止までの期間に更新を行わず、廃止の翌年から5年の間に解体するものとし、その5年間の間に試算に解体費を按分して計上しました。

施設の将来方針を「統廃合」と定めたものの中で、公営住宅を除くものは、今後具体的な統廃合先や時期は今後検討するため、今回の試算では、「現状維持」と同じ試算を採用しています。

公営住宅に関しては、「みやこ町公営住宅等長寿命化計画」に準拠し、下記の条件で試算を行いました。

「みやこ町公営住宅等長寿命化計画」の計画期間の終わりである、令和13(2031)年までの5年間に統廃合の対象となっている施設をするものとし、その5年間の試算に解体費を按分して計上しました。

令和13(2031)年以降の5年間に「みやこ町公営住宅等長寿命化計画」内の現状戸数と計画戸数から削減率を求め、その削減率を延床面積に応用し、削減された延べ床面積をもとに更新の試算を行いました。

※【従来型更新の試算】と【適正化後の試算】いずれにおいても、すでに廃止され、計画対象施設に含まれていない施設は令和6(2024)年から5年の間に解体するものとし、その5年間の間に試算に解体費を按分して計上しました。

※「積み残し」は本計画の試算では計上しませんでした。

「積みのこし」とは試算時点で更新年数をすでに経過し、建て替えられなくてはならない施設が、建て替えられずに残されていることを指します。

具体的な更新単価は以下の図表 2-16 のとおりになります。

図表 2-16:公共施設更新費用の推計条件

実施時期

種別	大規模改修	長寿命化改修	建替
すべて	耐用年数の 1/2	行わない	耐用年数※

耐用年数※:建物の構造と用途から法定耐用年数を決定
(総務省「償却資産の耐用年数」別表 B3 建物の耐用年数表)

更新費用

大分類	大規模改修 20%	建替え 100%	解体費
町民文化系施設	12.8万円/㎡	51.2万円/㎡	30,4万円/㎡
社会教育系施設	12.8万円/㎡	51.2万円/㎡	29,4万円/㎡
スポーツ・レクリエーション施設	11.5万円/㎡	46.1万円/㎡	29,4万円/㎡
産業系施設	12.8万円/㎡	51.2万円/㎡	29,5万円/㎡
学校教育系施設	10.5万円/㎡	42.2万円/㎡	29,4万円/㎡
子育て支援施設	10.5万円/㎡	42.2万円/㎡	29,4万円/㎡
保健・福祉施設	11.5万円/㎡	46.1万円/㎡	37,4万円/㎡
医療施設	12.8万円/㎡	51.2万円/㎡	37,5万円/㎡
行政系施設	12.8万円/㎡	51.2万円/㎡	35,7万円/㎡
公営住宅等	8.9万円/㎡	35.9万円/㎡	30,4万円/㎡
公園	10.5万円/㎡	42.2万円/㎡	37,4万円/㎡
供給処理施設	11.5万円/㎡	46.1万円/㎡	118,6万円/㎡
その他	11.5万円/㎡	46.1万円/㎡	-

(2) インフラ系施設の将来更新費用

インフラ系施設の更新費用を推計すると、1年あたりの更新費用は道路8.3億円、橋梁2.7億円、上下水道施設6.1億円、下水道施設0.9億円、合計17.9億円が必要と推計されています。また、40年間の更新費用は、以下のとおりで、全体更新費用は717.7億円となっています。

図表2-17:今後40年間の年次別・累計別改修・更新費用

分類	耐用年数 (更新年数)	将来更新費用推計 (億円)		備考
		1年あたりの整備額	40年間整備額	
道路	15	8.3	332.6	総面積による将来の更新費用の推計
橋梁	60	2.7	108.1	構造別年度別整備面積による将来の更新費用の推計
上水道	40	6.1	242.9	管径別年度別延長に夜将来の更新費用の推計 上水道施設含む
下水道	50	0.9	34.1	管径別年度別延長に夜将来の更新費用の推計 下水道施設含む
全体更新費用		17.9	717.7	

図表2-18:インフラ系施設更新費用の推計条件

分類	種類		単価	備考
道路	一般道路		5,800千円/m ²	総面積を耐用年数(15年)で割った値を1年間の更新料とし、毎年更新していくと仮定
	自転車歩行者道		3,300千円/m ²	
橋梁	PC橋		580千円/m ²	耐用年数(60年)経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定
	RC橋			
	石橋			
	木橋			
	その他			
上水道	導水管/送水管	300mm未満	129千円/m	耐用年数(40年)経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定
		~150mm以下	125千円/m	
	配水管	200mm以下	129千円/m	
		250mm以下	133千円/m	
下水道	250mm未満		76千円/m	耐用年数(50年)経過後に現在と同じ延長で更新すると仮定
	251~500mm		145千円/m	
	501~1000mm		370千円/m	
	1001~2000mm		935千円/m	
	2001~3000mm		2,098千円/m	
	3001mm以上		2,931千円/m	

(3) 有形固定資産減価償却率の推移

みやこ町では、平成 22 年度決算より「総務省方式改定モデル」の作成要領に従い、財務書類 4 表(貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書)を作成してきました。

総務省より平成 27 年 1 月 23 日に新たに通知された「統一的な基準による地方公会計への整備促進について」に基づき、全国の市町村等に対して平成 29 年度までに「統一的な基準による地方公会計マニュアルに沿った財務書類の作成が要請されたことから、平成 28 年度決算から統一的な基準による財務書類を作成することとなりました。固定資産台帳では、建物等、資産毎の取得価額、減価償却累計額を把握していることから、償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、「有形固定資産減価償却率」を算出することが可能です。

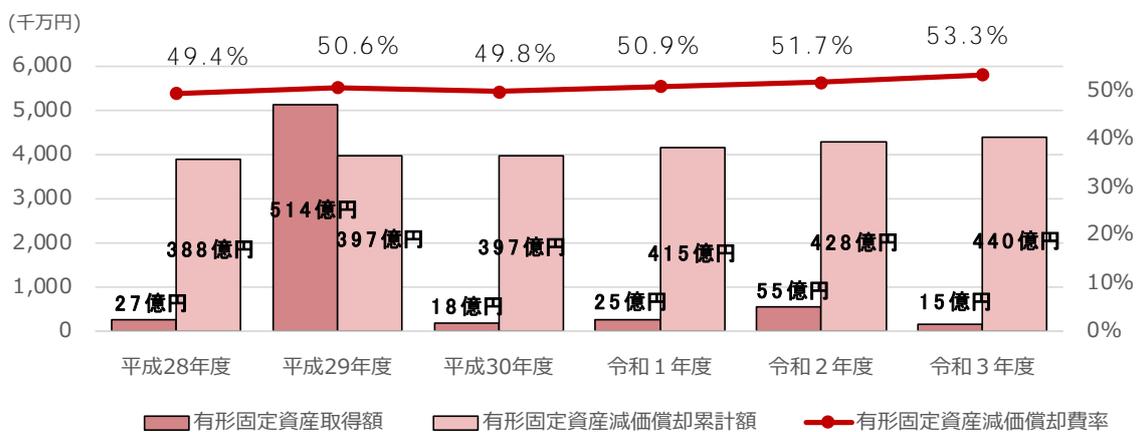
みやこ町における令和 3 年度の本率は 53.3%となっています。仮に建物の新規取得、耐震補強・長寿命化工事、及び除却等を全く行わなかった場合、町では年間約 15 億円※ の減価償却費が発生することから、本率は一年間で約3%増加します。

取得から時間の経過とともに増加する率ですが、取得からの経過による増加率を、建物の新規取得、耐震補強工事・長寿命化工事の実施等による取得価額の増加が上回る場合や、建物の除却等が進められた場合には減少します。

平成 28 年度から令和 3 年度における本率の増減幅をみると3%程度までの増加に抑えられています。これは維持保全や耐震補強・長寿命化工事などが適切に行われている結果と考えられます。

※平成 28 年度～令和 3 年度における一般会計等の減価償却費の平均 1,502,470 千円より

図表 2-19:有形固定資産減価償却率の推移



出典:みやこ町

(4) 管理・修繕・更新に係る経費と充当可能な財源の見込み

公共施設等の維持管理・更新・改修に充当可能な財源として、平成25(2013)年から令和4(2022)年度の維持補修費と普通建設事業費の平均費用を今後 40 年間に最低限必要な単年度金額と想定しました。単年度に維持補修費 0.46 億円、普通建設事業費21.7 億円を管理・修繕・更新に係る経費として充当可能という結果になりました。

図表 2-20:平成25(2013)年度から令和4(2022)年度の維持補修費と普通建設事業費

区 分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	平均
普通建設事業費	1,921	1,718	3,121	2,226	2,374	2,151	2,525	1,961	1,789	2,009	2,179
維持補修費	40	46	50	53	43	53	50	51	39	38	46
合計	1,961	1,764	3,171	2,279	2,417	2,204	2,575	2,012	1,828	2,047	2,226

(単位:百万円)

第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識

本町は、自主財源が乏しく、地方交付税などに財源を依存しています。また、生産年齢人口の減少による個人町民税の収入減少や合併算定替えの特例分の減額が今後見込まれており、歳入については非常に厳しい状況にあります。さらに、高齢化の進行による扶助費^{*}の増加なども見込まれています。

このような状況の中、公共施設に関して「第3次みやこ町総合計画」では、公共施設の統廃合及び跡地活用の推進が重点プロジェクトとして掲げられており、公共施設の配置及び管理運営の合理化を具体的に進めることとしています。

ここでは、公共施設マネジメントの基本的な考え方である「質・量・コスト」を視点として、本町の公共施設等の基本的な考え方や課題を抽出整理し、将来にわたって持続可能な維持管理と町民サービスの提供をめざします。

「質」に関する現状と課題

- 延床面積ベースで、公営住宅と学校教育系施設の保有量が多い中、学校教育系施設の中で建築後30年以上経過した施設は、8割近くを占め、老朽化への対応が必要です。
- 老朽化が進行する中で、公共施設の大規模改修や建替え更新の時期が集中して到来することが想定されています。このような中、インフラ系施設を含め、できる限り長く施設を使用できるよう、計画的・予防的な維持改修を行うことが必要です。
- 施設の建物や設備で計画的な維持管理が行われていないため、予期せぬ不具合等の発生によるサービスの低下が懸念されています。
- 公共施設は、地域や地区のコミュニティ拠点として重要な役割を担っています。公共施設の再編を検討するにあたっては、地域活動の活発化などのソフト面とハード面の両面で検討する必要があります。
- アンケート調査から全体として町民の利用頻度が低いいため、誰もが使いやすい環境整備や地域・地区コミュニティの活性化、情報発信により、拠点となる施設の利用率向上を図る必要があります。
- 限られた財源の中で、社会情勢の変化や行政ニーズの多様化に対応するため、公共施設等により提供してきた行政サービスが今後も行政が担うべきもののかなど、行政サービスのあり方を検討する必要があります。

「量」に関する現状と課題

- 本町は、公共施設を 258 施設保有しています。町民一人あたり延床面積は、8.26 m²/人であり、福岡県内自治体平均の 4.23 m²/人に比べ多く、約2倍となっています。
- 本町の公共施設は、図書館や体育館など合併により機能の重複した施設が多く、人口減少に伴い人口規模の割には多くの施設が配置され、町民一人当たりの延床面積が福岡県内自治体平均や全国平均に比べ多い要因となっています。
- 人口動向や既存施設の必要性や利用状況などを考慮したうえで、廃止・集約・統合・複合化など、施設の保有量や機能の再配置について、地域や地区の住民とともに検討する必要があります。特に、児童生徒数の減少による学校の小規模化が顕在化しており、望ましい学校規模・学級規模の確保が求められています。
- アンケート調査において、利用率が低い施設については、見直しの対象とする意見が多く、これらの施設の再配置等を検討する必要があります。
- 既存施設の空きスペースが存在しており、施設機能の複合化等による徹底的な利活用の検討が求められます。
- 少子高齢化の進行に伴うニーズの変化に対応するため、公共施設の「あれも、これも」から「あれか、これか」に、また、「あれば便利」から「なければ困る」ものへと発想を転換し選択することが重要です。

「コスト」に関する現状と課題

- 施設を安全・安心・快適に長期間利用できるよう、長寿命化計画を策定し、更新費用の平準化や計画的・効率的な予防保全措置をとることによるライフサイクルコストの縮減が求められています。
- 施設の利用料等の算定基準を明確にするなど、公平な受益者負担を確保するため、利用料等の見直しをする必要があります。
- 財政負担を軽減するため、管理運営方法について、効率的かつ効果的な町民サービスの提供が求められています。
- 本町の財政状況から、限られた財源の中で必要な町民サービスを確保しつつ、必要な財源を確保するため、公共施設等に係る維持管理コストを含めた経費を削減し、次世代の財政負担を軽減する必要があります。
- 公共施設の管理運営に関して、町民との協働事業を進め、町民がサービスの「利用者」としてだけでなく、知見を活かしたサービスの「提供者」になることで、ニーズに合った魅力ある施設づくりが進められます。さらに、管理運営方法について民間の多様な選択肢を検討するなど、民間活力の導入も求められています。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

本町の人口は、昭和60年(1985)をピークに一貫して減少傾向にあります。今後もこの傾向は続き、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少が予想されています。また、高齢化の進行による社会保障費等の増大、生産年齢人口の減少による税収の減少等が見込まれ、今後の財政状況の見通しは厳しい状況にあると考えられます。今後、公共施設等の改修や更新等に投資できる財源が減少することが見込まれる中で、多様化する住民ニーズに対応し、持続的に公共施設等によるサービスを提供していく必要があります。

また、目指すべき公共施設のあり方として、新しい小学校エリアを中心とした新たなコミュニティづくりの考え方に沿って、公共施設等の最適化に向けた取組みを推進する必要があります。

上記を踏まえ、長寿命化の推進や保有量の最適化、財政負担の軽減と協働の推進等により、総合的かつ計画的な公共施設等の管理を推進し、まちづくりと連動した持続的な公共サービスの提供を目指します。

(2) 基本原則

「質」・「量」・「コスト」を視点とした現状や課題、基本的な考え方から公共施設等の管理に関する基本原則を以下の3つに定めます。

質	基本原則1	安全に賢く使う
<p>予防保全型の維持管理への転換や耐震化の推進等により、公共施設等の質の向上と長寿命化を推進し、安全に賢く長く使うことで、質の向上に努めます。</p>		
量	基本原則2	最適規模を保有
<p>人口動向や既存施設の必要性や利用状況などを考慮したうえで、廃止・集約・統合・複合化などによる再編を進め、新規整備を抑制し、施設保有量の最適化に努めます。</p>		
コスト	基本原則3	財政負担の軽減と協働の推進
<p>管理運営にかかるコソとの縮減やサービスの維持に寄与する管理運営手法を検討し、財政負担の軽減を図ります。 また、維持管理コストの削減や使用料の見直しなど、町と町民が協力し、コストの削減に努めます。</p>		

(3) 管理に関する基本方針

前述の現状と課題及び基本原則を踏まえ、公共施設等の管理に関する基本方針を以下に整理します。

「質」に関する基本方針

■予防保全型維持管理への転換

- これまでの対症療法的な維持管理(事後保全)から、計画的な維持管理(予防保全)へと転換を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断を実施します。
- 施設の点検・診断の際には、その時点の劣化状況を部位別に把握・記録するとともに、これまでの履歴を一元管理し、今後の老朽化対策や本計画の見直し時の資料として活用します。

■施設の長寿命化の推進

- 各種施設の長寿命化を推進し、施設の健全な維持管理により、できるだけ長く施設を使用するとともに、時代の変化に応じた改修を推進します。これにより、建替え時期の延伸が可能となります。
- 建築物に附帯する機械設備やインフラ施設についても、日常的な点検・修繕に加え、適切な時期において新たな技術・工法を採用した改修を実施し、長寿命化を図ります。

■施設の安全性の確保

- 点検や診断により、老朽化が進行して危険性が高いと判断された施設や供用廃止となった施設については、危険性等を踏まえた優先順位を考慮し、速やかな解体を検討します。
- 「地震災害に強いまちづくり」をめざして、「みやこ町地域防災計画」において位置付けられている防災拠点の安全性を確保するとともに、優先的に耐震性の強化を図ります。また、大規模な災害にも対応できるインフラ系施設においても、優先的に耐震性の強化を図ります。

■地域コミュニティの活性化と住民参加

- 公共施設は、地域コミュニティの拠点として重要な役割を担っているため、地域活動の活発化へ向けた活動支援や拠点づくりを推進します。

■使いやすい施設への転換

- 修繕・更新の際に、ユニバーサルデザインに配慮し、町民が利用しやすい施設環境の整備に努めます。
- 既存施設の利用状況の提供や施設の柔軟な活用等により、町民が利用しやすい環境づくりを進め、幅広い年代で利用率が向上するよう、徹底した施設の活用を推進します。

■民間活力の導入検討

- 公共サービスの提供に民間が参入するPPP/PFI等の導入を検討し、民間企業等が持っているノウハウを取り入れるとともに、サービス水準を維持しつつ、より効率的・効果的な管理運営を進めます。
- 指定管理者制度を導入している施設については、その導入効果を検証し、指定管理者の意欲を引き出す仕組みやより効率的な管理運営方策を検討します。

「量」に関する基本方針**■施設の単純更新は原則として行わない**

- 原則として、新規整備は抑制し、従前と同一の単純な更新となる公共施設は建設しません。
- 施設の更新の際には、複数の機能を配置するなど、多機能化を検討するとともに、優先度の低い施設は統廃合の対象とし、保有総量の削減に取り組みます。

■総合的な見直しによる再配置と保有総量の削減

- 公共施設の見直しにあたっては、住民ニーズや公共性等に配慮し、「公共施設が(近くに)あるにこしたことはない」という考え方を転換するとともに、施設の縮小、統合、廃止、他用途への転用、譲渡等を検討します。
- サービス内容が重複している施設の積極的な統廃合を進めます。また、既存の施設が有する機能を統合・複合化し、柔軟で多目的な利用ができる施設を目指します。
- 一部の個人、団体のみが利用している施設については、譲渡を検討します。
- 耐用年数を経過し老朽化が著しい施設や利用されていない施設等については、地区の拠点となる施設に集約し、コンパクトな再配置を検討します。

■空きスペースの有効活用

- 施設の集約・統合・複合化により発生する空きスペースを柔軟な発想により、有効活用を推進します。

■近隣自治体等の保有施設との連携

- 近隣自治体等が保有する施設との統廃合又は集約化の検討や維持管理費用の分担を検討するとともに、既存施設の相互利用による更新費用の削減を図ります。

■インフラ系施設の計画的な整備の推進

- インフラ系施設は統廃合や複合化が比較的困難なため、安全性や経済性の追求やメンテナンスサイクルの構築など、適切な維持管理や新たな技術・制度・民間活力の積極的な活用を推進します。

「コスト」に関する基本方針**■長寿命化計画等の個別計画の策定によるコストの平準化**

- 計画期間の最初の10年間は、施設の大規模改修が集中するため、今後維持すべき施設について、施設分類ごとに長寿命化計画等の個別計画を策定し、事業の集中化を避けるとともに、各年度に係る事業費の平準化を図ります。

■公共施設等の更新費用の確保と整備基金等の適切な運用

- 民間活力の活用や維持管理費の削減などにより捻出した、コスト削減効果額を更新費用として確保します。
- 公共施設の民間への譲渡や遊休地の貸付・売却等を推進することにより、維持管理、運営コストを削減するとともに、貸付・売却等による収入を活用し、更新費用を確保します。
- 将来の大規模改修や建替えに備え、「みやこ町公共施設整備基金」の効果的な運用を推進します。

■受益者負担の考え方に基づく料金の適正化

- 施設の運営・維持管理にかかるコストや利用状況を徹底して把握し、使用料や減免規定の見直しなど、施設の目的や利用状況に応じた受益者負担の適正化を図るとともに、効率的なコスト削減と施設の利用率や稼働率の向上をめざします。

■町民の施設管理運営への協働参画

- 地区の拠点として町民が主体的かつ自立的に取り組めるよう、施設の管理運営において、町民の協働参画の機会充実や人材の育成など、町民との協働を推進します。

■環境に配慮した省エネルギー(脱炭素化)改修の実施

- ESCO事業等を活用し省エネルギー(脱炭素化)改修を実施することにより、環境への配慮及びランニングコストの削減を図ります。

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

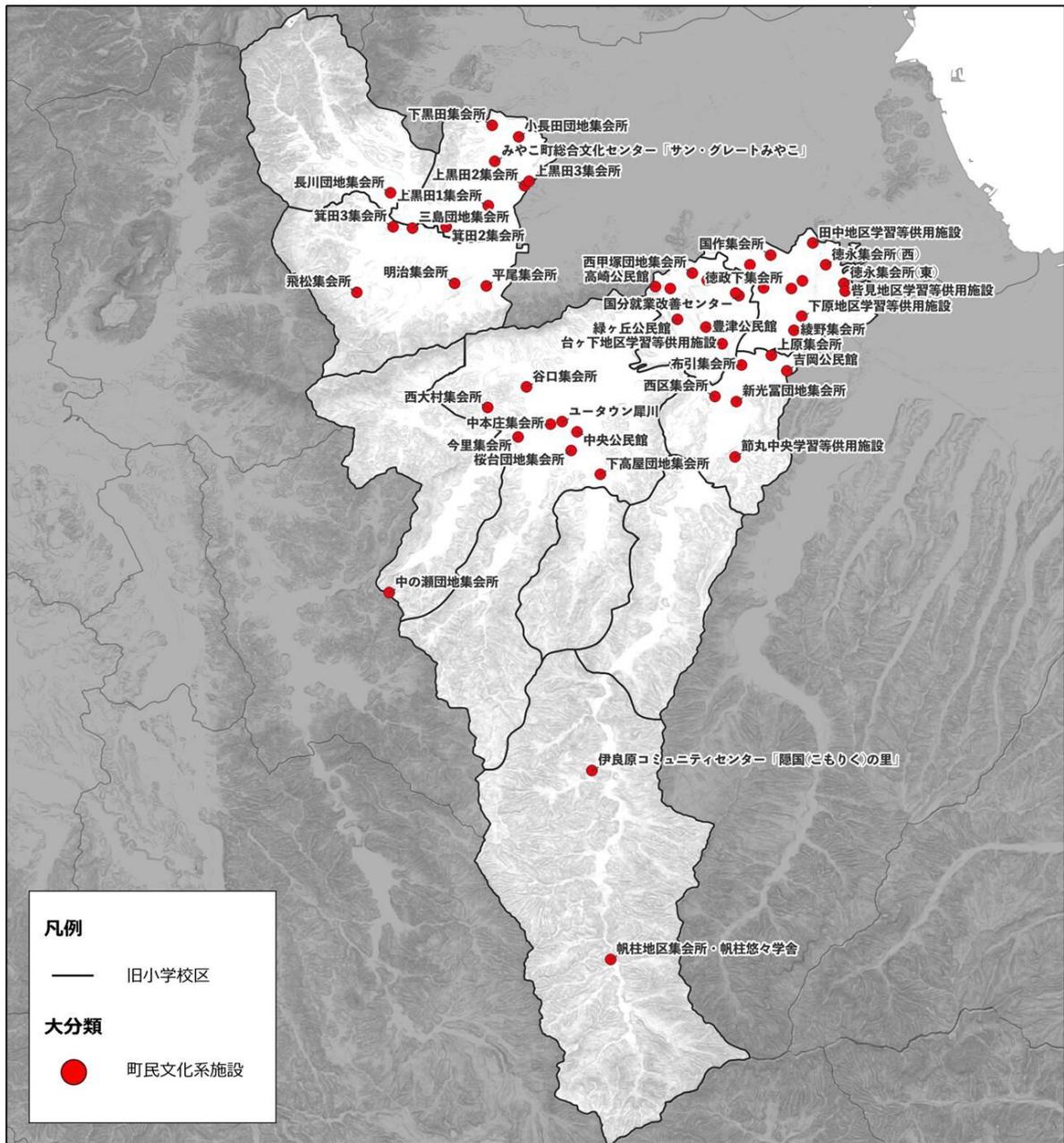
ここでは、個別の公共施設等の現状を整理し、前章の基本的な方針に基づき、公共施設の建築系施設とインフラ系施設について施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を示します。今後は、この方針に即して個別計画を策定していきます。

また、目指すべき公共施設のあり方を実現するため、公益性が高く重要な施設を対象に、公共施設の再配置を検討しました。検討にあたっては、町民アンケート調査やグループ意見交換会を開催しました。それらの施設を重点プランとして位置づけ、施設の今後の方向性を定めます。重点プランは、現状や将来のあり方、地域コミュニティづくりの進捗状況などを考慮しつつ、概ね10年の期間(令和6年度(2024)～令和15年度(2033))において段階的に再配置を行うものとします。

図表 4-1:施設類型一覧

施設類型	
大分類	中分類
1. 町民文化系施設	集会施設
	文化施設
2. 社会教育系施設	図書館
	博物館等
3. スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設
	レクリエーション施設・観光施設
4. 産業系施設	産業系施設
5. 学校教育系施設	学校
	その他教育施設
6. 子育て支援施設	保育所
7. 保健・福祉施設	福祉施設
	保健施設
8. 医療施設	医療施設
9. 行政系施設	庁舎等
	消防施設
10. 公営住宅等	公営住宅等
11. 供給処理施設	供給処理施設
12. その他	その他
13. 道路・橋梁	道路・橋梁
14. 上水道・下水道	上水道・下水道
15. 公園	公園
16. 土地	土地

1. 町民文化系施設



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報(小学校区データ)」
国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
集会施設	設置目的	町民のため、生活に即する教養、学術及び文化に関する各種の事業を行い、教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としています。
	施設	伊良原コミュニティセンター「隠国(こもりく)の里」 中央公民館 豊津公民館 田中地区学習等供用施設 皆見地区学習等供用施設 等
文化施設	設置目的	町民の教育と文化の向上及び健康と福祉の増進に寄与し、芸術文化の振興及び生涯学習の推進を図ることを目的としています。
	施設	みやこ町総合文化センター「サン・グレートみやこ」 ユータウン犀川

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
集会施設	<p>○建築後 30 年を超える施設は、延床面積ベースで約半数を超え、施設の老朽化が進行しており、長寿命化の方策や統合、廃止等について検討する必要があります。</p> <p>○伊良原コミュニティセンター「隠国(こもりく)の里」(伊良原帆柱校区)、中央公民館(西犀川校区)は災害時の指定避難所と指定緊急避難場所に指定されています。</p> <p>○利用状況は、豊津公民館の利用者数が最も多く、令和4年度(2022)は2万6千人を超えており、類似施設の中央公民館の約1.5倍となっています。また、災害時の指定避難所と指定緊急避難所に指定されています。</p> <p>○利用者数が少ない施設は、施設のあり方の見直しや利用率向上対策の検討をする必要があります。</p>
文化施設	<p>○ユータウン犀川とサン・グレートみやこは、災害時の指定避難所と指定緊急避難場所に指定されています。</p> <p>○サン・グレートみやこは、500人を収容できるホールを持つ施設です。利用者は町内外を問わず多くの方に利用されています。</p> <p>○ユータウン犀川の令和4年度(2022)の利用者数は、1,814人でした。</p> <p>○ユータウン犀川の令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は 12.6 千円/㎡でした。</p> <p>○サン・グレートみやこの令和4年度(2022)の利用者数は、1,384人でした。</p> <p>○サン・グレートみやこの令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は 9.5 千円/㎡でした。</p>

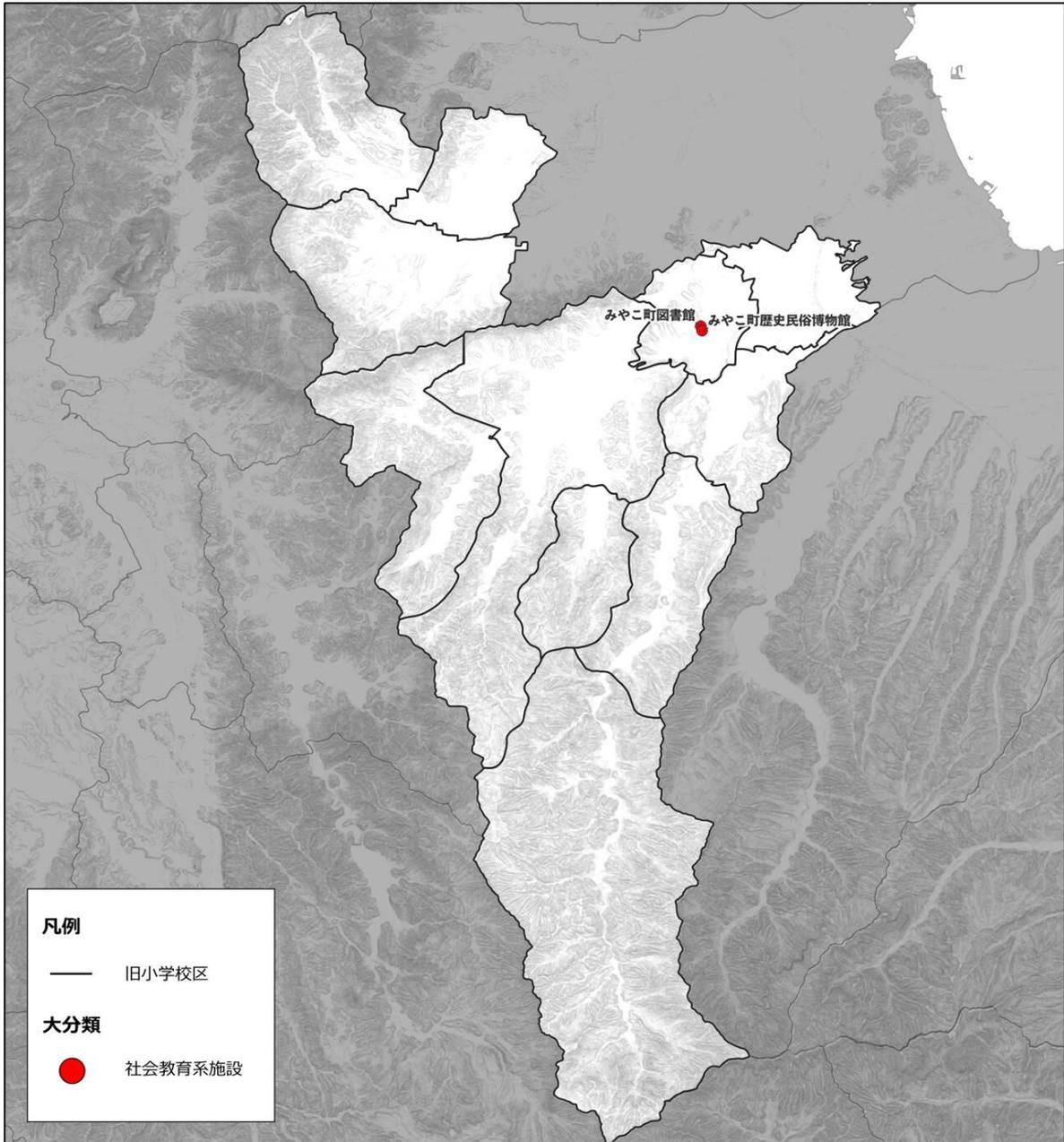
(3) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化している施設については、今後の利用動向やニーズを踏まえ、周辺公共施設との集約化・複合化等を図ります。 ○施設の見直しにあたっては、利用・運営状況や建物性能等を総合的に判断し、保有総量の削減へ向けた、施設の縮小、統合、廃止、転用、譲渡などを検討します。 ○施設の廃止や移転に伴う解体後の跡地利用については、駐車場整備、民間活用(無償貸与等)、宅地や企業誘致など、住民ニーズや利便性、効果等を見極めたうえで活用等を図ります。 ○避難所に指定されている施設は、災害時における安全な避難生活を確保するための必要な設備等の整備を図り、優先的に老朽化対策を推進します。 ○今後も継続的に維持する施設は、計画的な維持管理(予防保全)を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・平準化を図ります。
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所に指定されている施設は、災害時における安全な避難生活を確保するための必要な設備等の整備を図り、優先的に老朽化対策を推進します。 ○施設の計画的な維持管理(予防保全)を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・平準化を図ります。

(4) 重点プラン

中分類	重点プラン
集会施設	<ul style="list-style-type: none"> ○伊良原コミュニティセンター「隠国(こもりく)の里」 <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理を行います。 ○集会所等 <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理を行いながら譲渡の検討と実施を行います。 ○豊津公民館 <ul style="list-style-type: none"> ➢令和6(2024)年度から5年以内に解体を行います。 ○上黒田3集会所は令和7(2025)年度に解体予定です。
文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「サン・グレートみやこ」 <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理を行います。 ○ユータウン犀川 <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理を行います。

2. 社会教育系施設



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報(小学校区データ)」
 国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
図書館	設置目的	図書館法、みやこ町図書館条例・規則に基づき、図書館資料や情報を提供し、自らが学び成長するとともに、潤いのある生活文化を創造し、豊かで住みよいまちづくりに資することを目的としています。
	施設	みやこ町図書館
博物館等	設置目的	町民の健康と文化の増進及び教育、文化の向上等に資するため、また、歴史・民俗等について必要な資料を取集、保管し、調査及び研究を行うとともにこれを展示し、もって文化財愛護の思想普及に寄与することを目的としています。
	施設	みやこ町歴史民俗博物館

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○みやこ町図書館は平成以降の建築で、新耐震基準※による建築物となっています。 ○移動図書館車「にこにこ号」による巡回貸し出しを行っています。 ○みやこ町図書館は、1日当たりの貸出件数が平成 26 年度(2014)実績で 334 件/日と、他の図書館に比較して多く、類型全体の平均 251 件/日を超えています。また、建築年も平成 13 年と、図書館の中では最も新しい施設となっています。
博物館等	<ul style="list-style-type: none"> ○みやこ町歴史民俗博物館は、平成 27 年度(2015)にユニバーサルデザインを取り入れた展示方法や新たな音声ガイドシステムなど、様々な改修を実施しています。

(3) 管理に関する基本的な方針

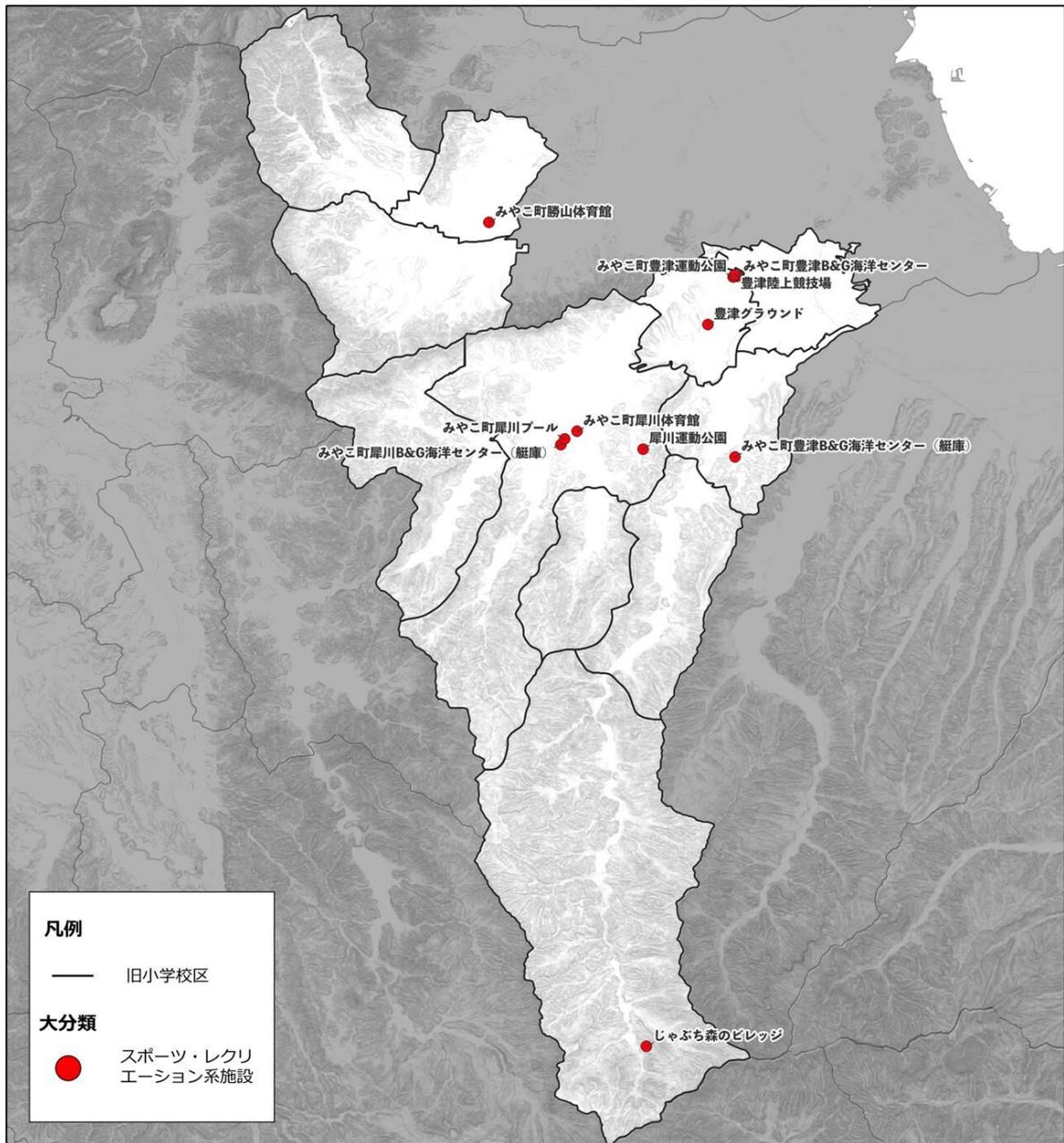
中分類	管理に関する基本的な方針
図書館	<ul style="list-style-type: none"> ○今後も継続的に維持する施設は、計画的な維持管理(予防保全)を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・平準化を図ります。 ○施設の見直しにあたっては、利用・運営状況や建物性能等を総合的に判断し、保有総量の削減へ向けた、施設の縮小、廃止、転用などを検討します。 ○施設の利便性や効果、利用実態などを見極めた上で、開館日や開館時間などの見直しを検討し、施設の管理効率の向上を図ります。 ○インターネットなどを活用し広報活動の充実を図り、図書館の利用を促進します。 ○災害時の二次避難所として指定されている図書館犀川分室がある「いこいの里」は、災害時における安全な避難生活を確保するための必要な設備等の整備を図り、優先的に老朽化対策を推進します。 ○施設の廃止後の利用については、福祉施設やNPOなど、住民ニーズ※や利便性、効果等を見極めたうえで活用等を図ります。

博物館等	○施設の計画的な維持管理(予防保全)を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。また、価値ある歴史的資源の保存やまちづくりへの活用を図り、施設の機能を最大限発揮できるような運営に努めます。
------	---

(4) 重点プラン

中分類	重点プラン
図書館	○みやこ町図書館(豊津地区) ➤適切な維持管理を行います。
博物館等	○みやこ町歴史民俗博物館 ➤適切な維持管理を行います。

3. スポーツ・レクリエーション系施設



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報(小学校区データ)」
 国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
スポーツ施設	設置目的	町民のスポーツ振興及び健康増進など、心身の健全な発達と健康づくりに寄与すること、また、海洋性スポーツ・レクリエーションを通じて町民の健康の増進及びたくましい精神力と豊かな人間性、英知みなぎる青少年の育成に寄与することを目的としています。
	施設	みやこ町犀川 B&G 海洋センター(艇庫) みやこ町犀川プール、みやこ町犀川体育館 みやこ町勝山体育館、みやこ町豊津 B&G 海洋センター みやこ町豊津運動公園、犀川運動公園 豊津陸上競技場 豊津グラウンド
レクリエーション施設・観光施設	設置目的	町民の連帯感の育成、観光産業の振興など、ふれあい豊かな地域社会づくりに寄与することを目的としています。特に、蛇淵の滝周辺の森林環境の整備を図り、野外活動等を通じて健全な森林レクリエーションの推進を図ります。
	施設	じゃぶち森のビレッジ

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の少ない施設も存在しており、スポーツ振興を図るため、町民が利用しやすい施設への改善など、利用率向上対策の検討が必要です。 ○犀川運動公園には、ナイター設備が完備された野球場や運動場、グラウンドゴルフ場1面が整備されています。施設性能は比較的優れており、利用・運営状況は類型の平均的な位置にあります。 ○みやこ町犀川運動公園(東犀川・城井校区)をはじめとして、5施設がそれぞれの校区で災害時の指定避難所・指定緊急避難所に指定されています。 ○豊津グラウンドは災害時の指定避難所と指定緊急避難所に指定されています。 ○スポーツ施設は、全て新耐震基準による建築物となっています。 ○みやこ町豊津 B&G 海洋センター及び犀川体育館の利用者が多く、令和4年度の利用者は共に3万人を超えています。 ○みやこ町豊津 B&G 海洋センターの令和4年度(2022)の利用者数は、30,254 人でした。 ○みやこ町豊津 B&G 海洋センターの令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は 5,868 千円/㎡でした。
レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ○福岡県森林浴 100 選にも選ばれているじゃぶち森のビレッジは比較的新しい施設で、バンガローやコテージなどの施設が整備されています。 ○じゃぶち森のビレッジの令和4年度(2022)の利用者数は、3,877 人でした。 ○じゃぶち森のビレッジの令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は 24.8 千円/㎡でした。

(3) 管理に関する基本的な方針

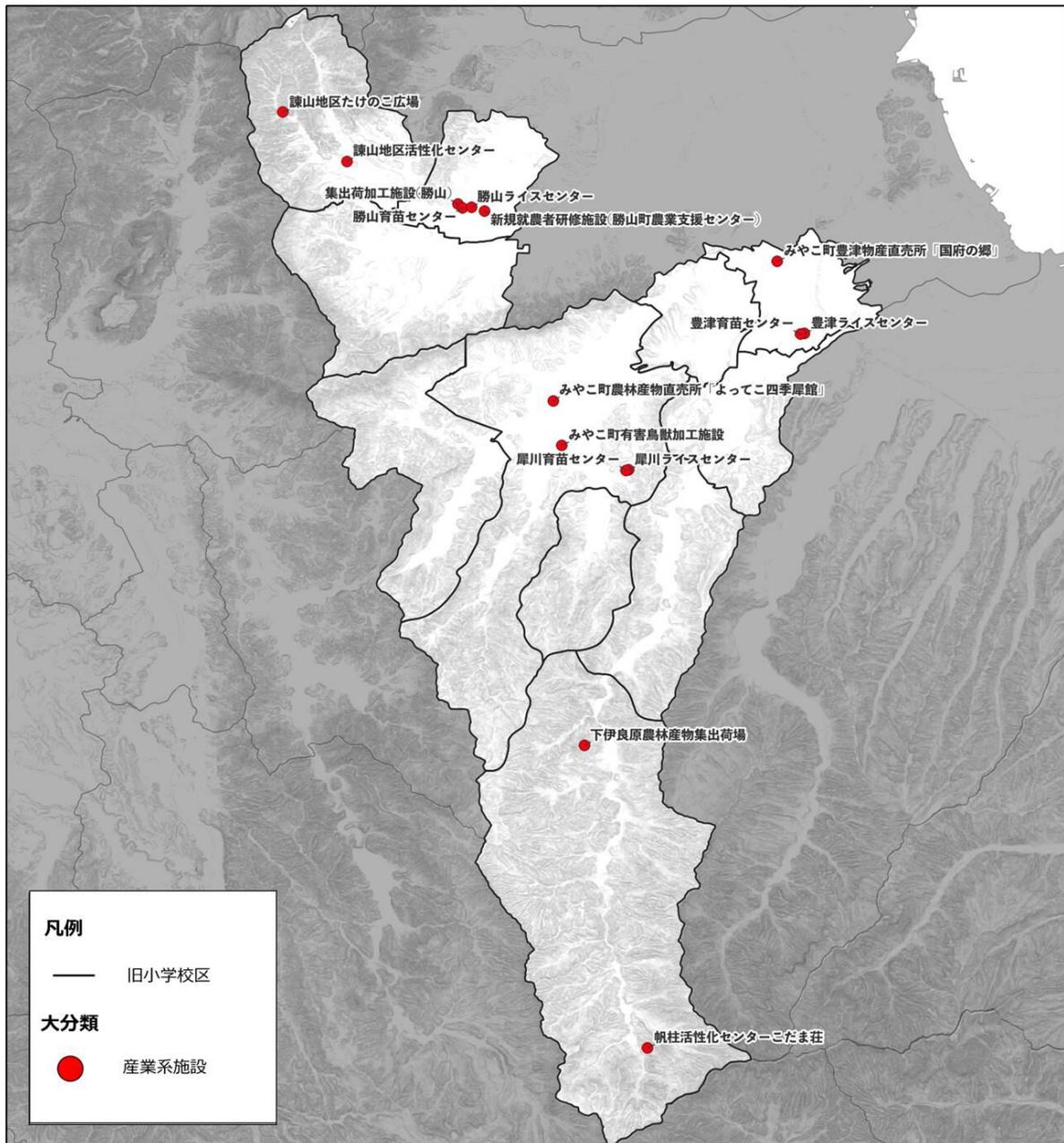
中分類	管理に関する基本的な方針
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ施設は、利用状況など需要の変化に大きく影響を受ける施設です。明らかに利用者の少ない施設や特定の利用者のみが利用する施設等については、周辺の施設の配置状況を踏まえて廃止等を検討します。 ○今後も継続的に維持する施設は、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施するなど、予防保全型の維持管理を進め、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・平準化を図ります。 ○直営で管理している施設については、直営の必要性等の検証を行い、民間活力の活用も視野に入れ、効率的な管理運営方策を検討します。 ○施設の利用状況や経費などから、受益者負担が適正であるか検証を行い、必要に応じて使用料の見直しを図ります。また、利便性や効果、利用実態などから、開館日や開館時間などを見直しを検討し、利用率の向上を図ります。 ○災害時の避難所として指定されている施設は、災害時における安全な避難生活を確保するための必要な設備等の整備を図り、優先的に老朽化対策を推進します。 ○施設の廃止や移転に伴う解体後の跡地利用については、駐車場の整備拡充、民間活用(無償貸与等)、宅地や企業誘致など、住民ニーズや利便性、効果等を見極めたうえで活用等を図ります。
レクリエーション施設・観光施設	<ul style="list-style-type: none"> ○劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施するなど、予防保全型の維持管理を進め、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・平準化を図ります。 ○観光客等の施設利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、防犯やユニバーサルデザインなどを取り入れた施設整備に努め、サービスの質の向上に努めます。

(4) 重点プラン

中分類	重点プラン
スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> ○体育館 <ul style="list-style-type: none"> ➢第一段階として、体育館は各地区に1箇所とし、最終的には町内の体育館はみやこ町犀川体育館の1箇所のみとします。 ○みやこ町犀川体育館 <ul style="list-style-type: none"> ➢犀川地区においては、みやこ町犀川 B&G 海洋センターの体育館機能を廃止し、施設性能が優れ、利用・運営状況も高いみやこ町犀川体育館1箇所に集約します。その後、施設を維持し、最終的には町内1箇所の体育館として長寿命化を検討します。 ○みやこ町勝山体育館 <ul style="list-style-type: none"> ➢勝山地区では、当面みやこ町勝山体育館を地区に1箇所の体育館として現状維持し、最終的にはみやこ町犀川体育館に集約します。 ○犀川運動公園 <ul style="list-style-type: none"> ➢運動場、野球場、グラウンドゴルフ場を屋外スポーツ施設の中核施設として位置付け、現状維持します。 ○みやこ町豊津運動公園・豊津陸上競技場 <ul style="list-style-type: none"> ➢有効利用を図るとともに、活用方法について検討します。

	<ul style="list-style-type: none">○みやこ町犀川プール<ul style="list-style-type: none">➢犀川地区のプールとして現状維持します。○みやこ町豊津 B&G 海洋センタープール<ul style="list-style-type: none">➢豊津地区のプールとして現状維持します。
--	--

4. 産業系施設



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報(小学校区データ)」
 国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
産業系施設	設置目的	農林業等の所得増大及び就業の場の確保を図るとともに、地域資源を活用した町内外の住民との連携及び交流による活力ある地域づくりに寄与することを目的としています。
	施設	みやこ町農林産物直売所「よってこ四季犀館」 下伊良原農林産物集出荷場 犀川ライスセンター 犀川育苗センター みやこ町有害鳥獣加工施設 集出荷加工施設(勝山) 勝山育苗センター 勝山ライスセンター 新規就農者研修施設(勝山町農業支援センター) 豊津ライスセンター 豊津育苗センター みやこ町豊津物産直売所「国府の郷」 諫山地区活性化センター 帆柱活性化センターこだま荘 諫山地区たけのこ広場

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
産業系施設	<p>○勝山ライスセンター以外の施設は、全て新耐震基準による建築物となっています。</p> <p>○みやこ町農林産物直売所「よってこ四季犀館」及びみやこ町豊津物産直売所「国府の郷」は、第3セクター方式による経営で、四季折々の新鮮な食材の販売等で交流ふれあいの場となっています。</p> <p>○諫山地区活性化センターは、災害時の指定避難所と緊急一時避難施設に指定されています。</p> <p>○犀川育苗センターの令和4年度(2022)の利用者数は、1,000人でした。</p> <p>○犀川育苗センターの令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は8.82千円/m²でした。</p> <p>○みやこ町農林産物直売所「よってこ四季犀館」の令和4年度(2022)の利用者数は、207,107人でした。</p> <p>○みやこ町農林産物直売所「よってこ四季犀館」の令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は2.95千円/m²でした。</p> <p>○新規就農者研修施設(勝山町農業支援センター)の令和4年度(2022)の利用者数は、365人でした。</p>

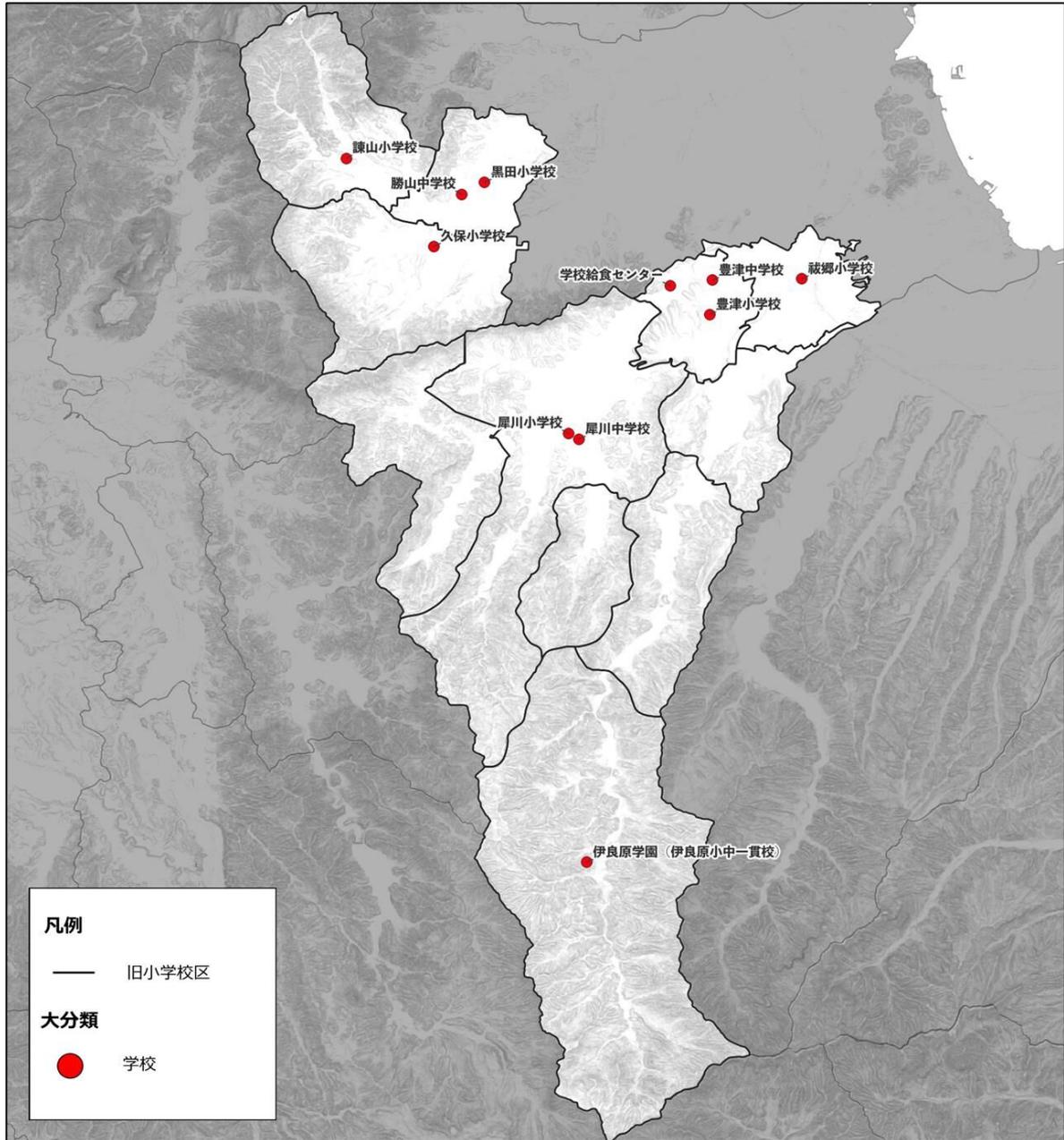
(3) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
産業系施設	<p>○今後も継続的に維持する施設は、計画的な維持管理(予防保全)を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・平準化を図ります。</p> <p>○将来、施設の見直しにあたっては、利用・運営状況や建物性能等を総合的に判断し、保有総量の削減へ向けた、施設の縮小、廃止、転用などを検討します。また、受益者が限定的な施設は、関係者と協議の上、譲渡を検討します。</p> <p>○直営施設については、経営的視点をもって利用状況や代替機能の有無、指定管理の方法等を検証し、さらなる施設サービスの向上を図ります。</p> <p>○諫山校区の一次避難所として指定されている諫山地区活性化センターは、災害時における安全な避難生活を確保するための必要な設備等の整備を図り、優先的に老朽化対策を推進します。</p>

(4) 重点プラン

中分類	重点プラン
産業系施設	<p>○ライスセンター・育苗センター 　　> 適切な維持管理をしつつ、譲渡もしくは廃止を検討します。</p> <p>○みやこ町有害鳥獣加工施設 　　> 適切な維持管理をしつつ、移設を視野に入れ、あり方の検討を行います。</p> <p>○上記外の施設 　　> 適切な維持管理を行います。</p>

5. 学校教育系施設



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報(小学校区データ)」
 国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
学校	設置目的	学校教育法に基づき、町内の学齢児童又は学齢生徒が就学する施設を設置し、義務教育として行われる普通教育(基礎的なもの、心身の発達に応じたもの)を実施することを目的としています。
	施設	犀川小学校 諫山小学校 久保小学校 黒田小学校 豊津小学校 犀川中学校 勝山中学校 豊津中学校 伊良原小・中学校
その他教育施設	設置目的	地方教育行政の組織及び運営に関する法律、学校給食法に基づき、児童及び生徒の心身の健全な発達に資する学校給食を実施し、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たし、食育の推進に寄与することを目的としています。
	施設	学校給食センター

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○町内に6つの小学校と4つの中学校が存在しています。 ○学校施設は、建築後30年を超える施設が80%となっており、老朽化が進行しています。 ○犀川小学校・諫山小学校・久保小学校・黒田小学校・勝山中学校・豊津小学校・豊津中学校・伊良原学園は災害時の指定避難所と指定緊急避難所に指定されています。 ○勝山中学校グラウンドは指定緊急避難所に指定されています。 ○勝山中学校の令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は0.75千円/㎡でした。
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食センターは、平成25年(2013)から新たに開始し、1箇所ですべての町内の学校給食の調理や配達を担い、児童及び生徒に安全・安心な給食を届けています。

(3) 管理に関する基本的な方針

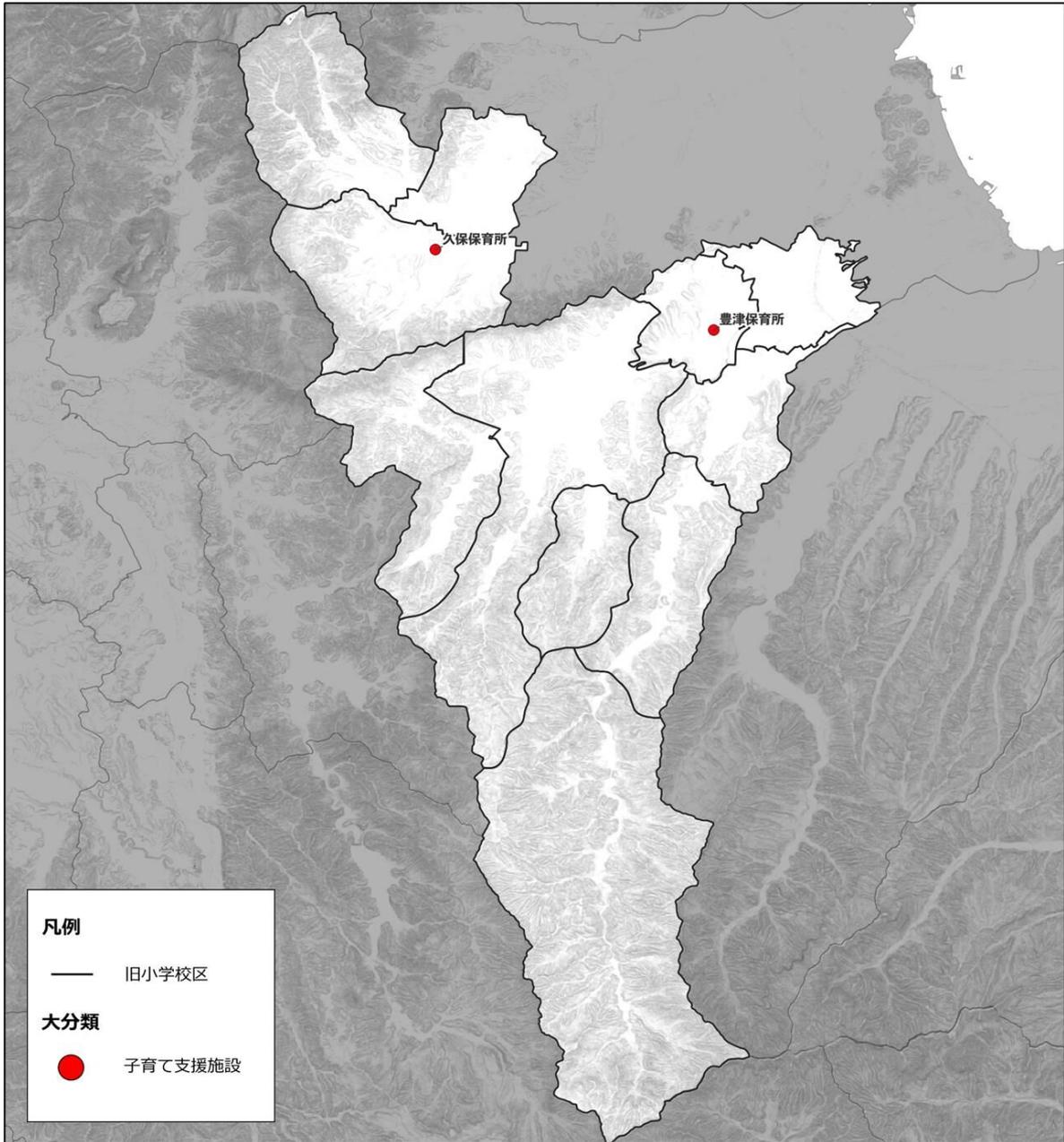
中分類	管理に関する基本的な方針
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○学校施設の整備・充実のため、統廃合を含む学校再編整備について検討し、学校再編を推進します。 ○学校施設は、地区コミュニティの核となり、地区と密接な関係を持つ施設です。地区の新たな学びと交流・文化の拠点づくりへ向け、学校施設の集約※等の再編を検討します。 ○多くの学校施設は、災害時の二次避難所として指定されているため、再配置後の災害時における安全な避難生活を確保するため、代替えとなる二次避難所を検討します。

	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の再配置に伴う解体後の跡地利用については、民間活用(無償貸与等)、宅地や企業誘致など、住民ニーズや利便性、効果等を見極めたうえで活用を検討します。 ○ICT教育推進及び避難所等に指定された際の情報通信手段確保のため、電子黒板、無線LAN等のICT環境整備を推進します。 ○特別支援教育など、多様な教育活動に対応できる環境整備を推進します。
その他教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ○学校給食センターは、平成24年(2012)9月の建築で新しいため、計画的な維持管理(予防保全)を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、今後は長寿命化型の改修を推進します。

(4) 重点プラン

中分類	重点プラン
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○犀川小学校 <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理をしつつ、長寿命化を検討します。 ○豊津小学校 <ul style="list-style-type: none"> ➢令和6年度に再編した豊津小学校が新たに開校し、今後は適切な維持管理をしつつ、長寿命化を検討します。 ○伊良原学園(伊良原小中一貫校) <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理をしつつ、長寿命化を検討します。 ○学校給食センター <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理をしつつ、長寿命化を検討します。 ○その他の小中学校 <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理を行います。

6. 子育て支援施設



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報(小学校区データ)」
国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
保育所	設置目的	児童福祉法に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を保育し、心身ともにその健全な育成を図ることを目的としています。
	施設	久保保育所 豊津保育所

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○豊津保育所は、旧耐震基準の建築物であり、今後施設を維持する場合は、耐震改修を行う必要があります。 ○管理形態は2保育所とも直営となっています。

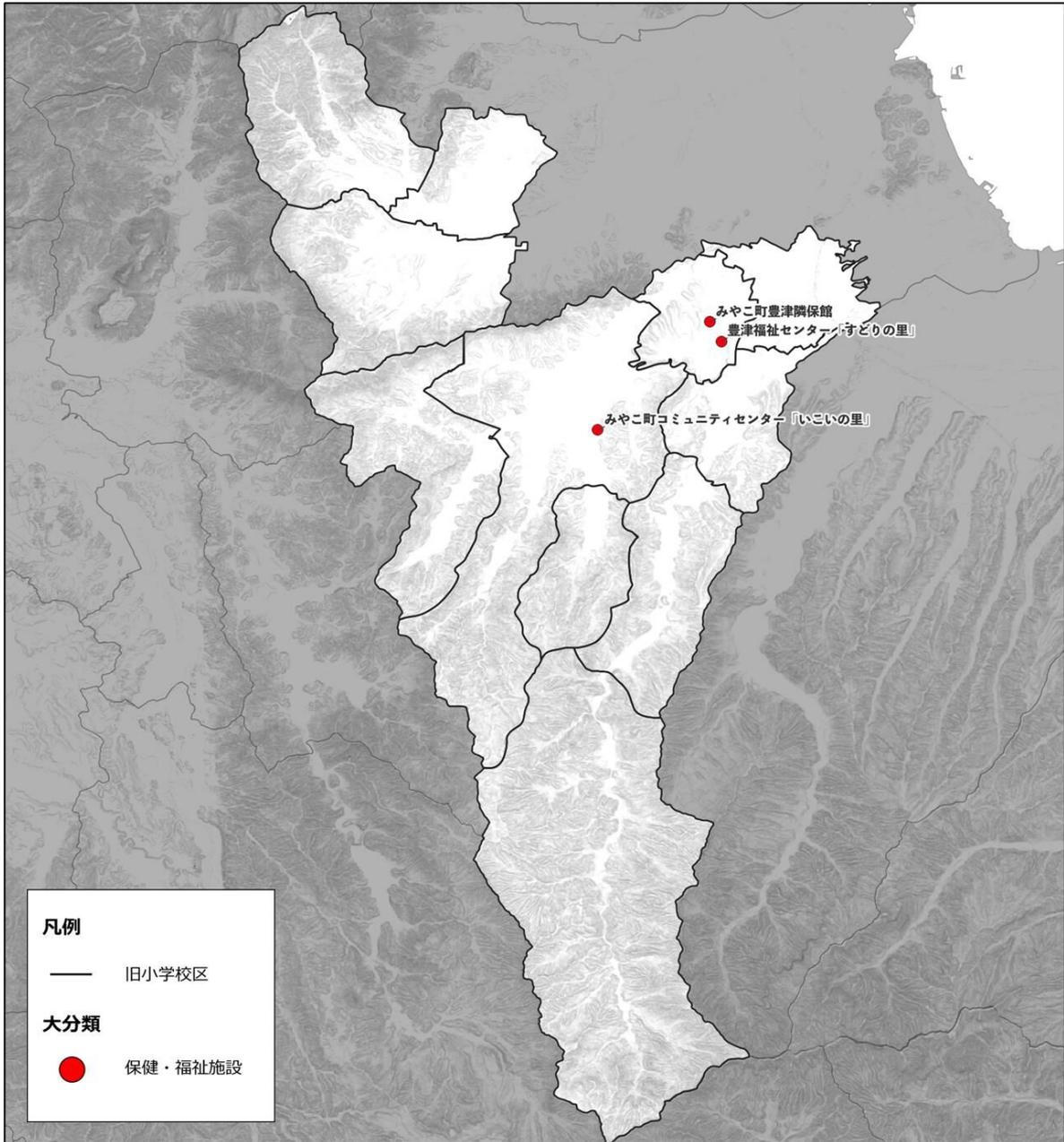
(3) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
保育所	○適切な保育利用定員の確保を行いつつ、民間活力による効率的な管理運営を検討します。

(4) 重点プラン

中分類	重点プラン
保育所	<ul style="list-style-type: none"> ○豊津保育所、久保保育所 ➢2園の公立保育所については民営化を進めます。

7. 保健・福祉施設



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報(小学校区データ)」
 国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
福祉施設	設置目的	住民に対して健康の増進、福祉の増進を図ることを目的としています。
	施設	みやこ町コミュニティセンター「いこいの里」 豊津福祉センター「すどりの里」 みやこ町豊津隣保館

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○3施設は、新耐震基準による建築物です。 ○「いこいの里」と「すどりの里」は、災害時の指定避難所と指定緊急避難所(東犀川校区)に指定されています。 ○「いこいの里」の令和4年度(2022)の利用者数は、4,757人でした。 ○「いこいの里」の令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は 5.20 千円/㎡でした。 ○「すどりの里」の令和4年度(2022)の利用者数は、22,888人でした。 ○「すどりの里」の令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は 12.703 千円/㎡でした。

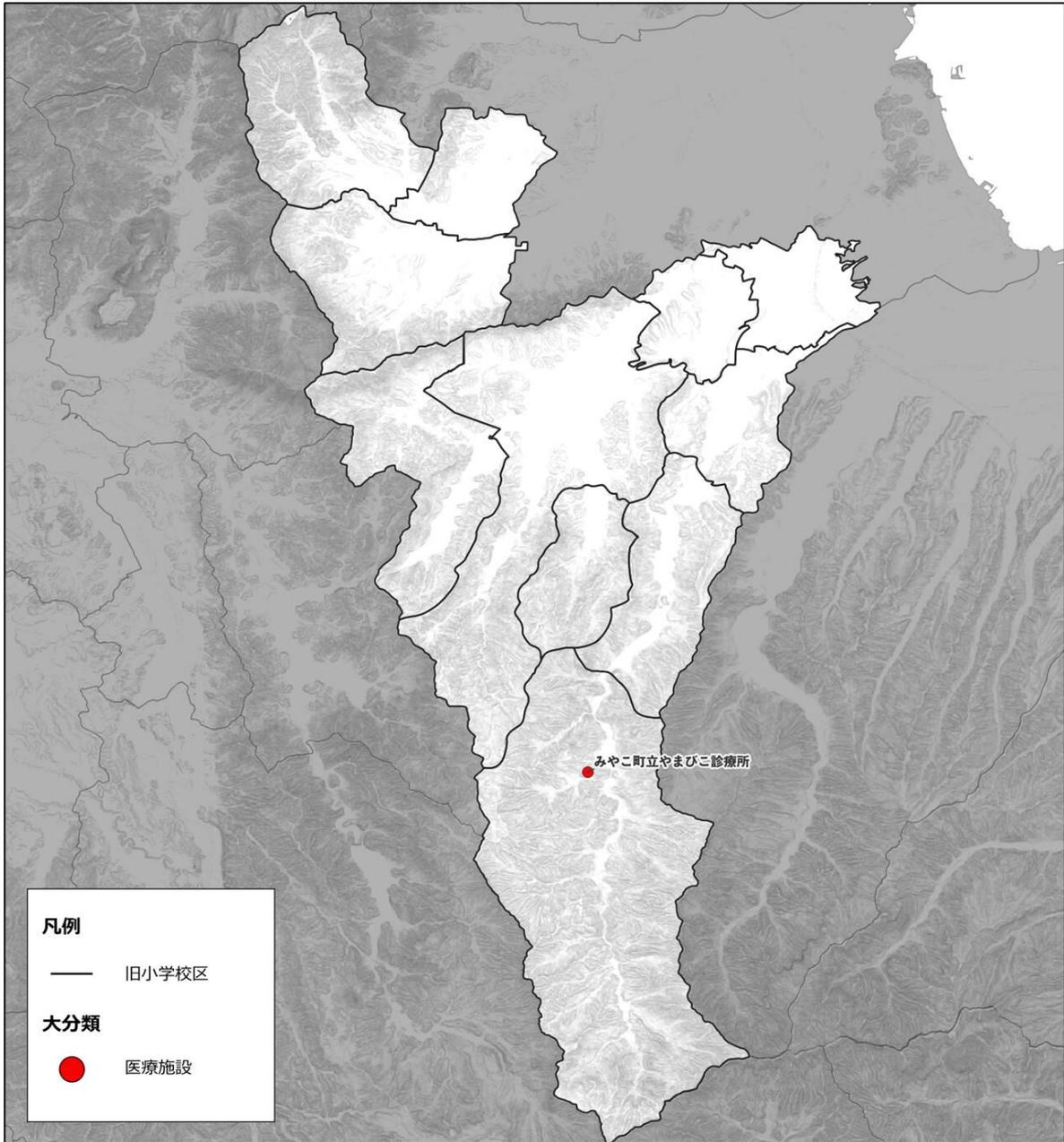
(3) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の計画的な維持管理(予防保全)を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・平準化※を図ります。 ○災害時の二次避難所として指定されている「いこいの里」は、災害時における安全な避難生活を確保するための必要な設備等の整備を図り、優先的に老朽化対策を推進します。
保健施設	<ul style="list-style-type: none"> ○直営で管理している施設については、直営の必要性等の検証を行い、民間活力の活用も視野に入れ、効率的な管理運営方策を検討します。 ○廃止する施設については、機能移転を行い、住民サービスの維持に努めます。

(4) 重点プラン

中分類	重点プラン
保健・福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ○「いこいの里」・「すどりの里」 <ul style="list-style-type: none"> ➢令和6(2024)年度に改修を実施し、その後適切な維持管理をしつつ、令和19(2037)年度に今後のあり方や更新等の必要性を検討したうえで施設更新の実施をはかります。 ○みやこ町豊津隣保館 <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理を行います。

8. 医療施設



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報(小学校区データ)」
 国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
医療施設	設置目的	へき地において、住民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供し、住民の健康保持に寄与することを目的としています。
	施設	みやこ町立やまびこ診療所

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
医療施設	<p>○みやこ町立やまびこ診療所の建築年は、平成23年(2011)で、犀川地区の伊良原ダム建設に伴い、旧診療所の建替えとして建築されました。</p> <p>○みやこ町立やまびこ診療所の診療科目は、内科・小児科・整形外科となっております。医師住宅も併設しています。</p> <p>○みやこ町立やまびこ診療所の令和4年度(2022)の利用者数は、2,164人でした。</p> <p>○みやこ町立やまびこ診療所の令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は26.9千円/㎡でした。</p>

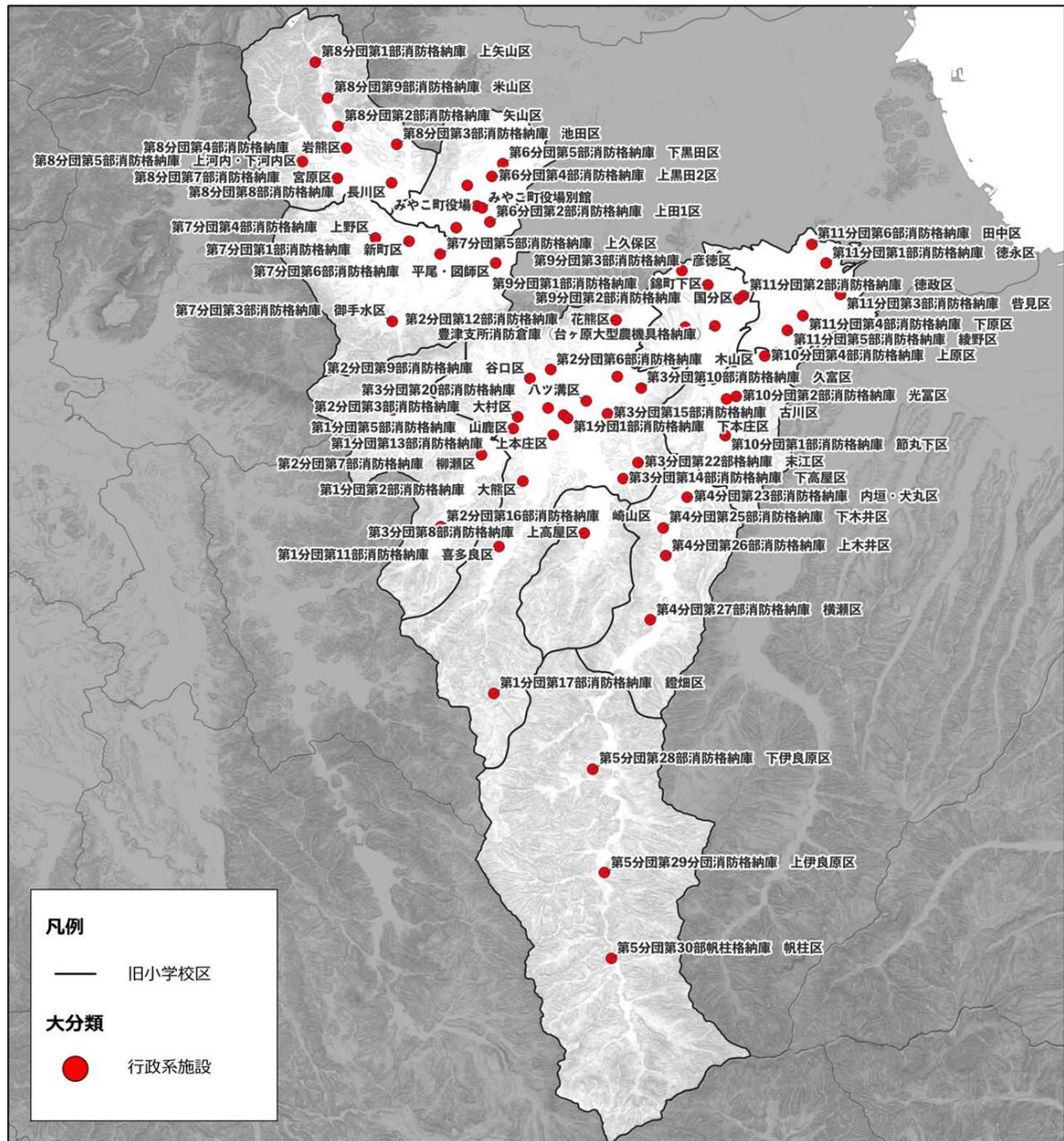
(3) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
医療施設	<p>○計画的な維持管理(予防保全)を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・平準化を図ります。</p> <p>○施設の運営については、効率的な管理運営方策を検討します。</p>

(4) 重点プラン

中分類	重点プラン
医療施設	<p>○みやこ町立やまびこ診療所</p> <p>➢適切な維持管理を行います。</p>

9. 行政系施設



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報（小学校区データ）」
 国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
庁舎等	設置目的	地方自治法に基づき、町民サービスの提供と町行政運営を図ることを、また、支所は町長の権限に属する事務を分掌させることを目的としています。
	施設	みやこ町役場 みやこ町役場別館
消防施設	設置目的	火災・救急・救助などの人命救助や風水害等の防御活動の拠点となり、住民の生命と財産を守ることを目的としています。
	施設	第6分団第3部消防格納庫 中黒田2区 第11分団第2部消防格納庫 徳政区 第9分団第1部消防格納庫 錦町下区 第11分団第1部消防格納庫 徳永区 第9分団第2部消防格納庫 国分区 第11分団第3部消防格納庫 皆見区 第3分団第4部消防格納庫 続命院区 等

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
庁舎等	○みやこ町役場別館は、災害時の指定避難所と指定緊急避難所として指定されています。
消防施設	○火災等の災害に備えるため、町内の消防分団ごとに62箇所の消防格納庫を設置しています。 ○消防格納庫の建築年令和1年の新しいものから旧耐震基準の建築物まで、ばらつきがあります。

(3) 管理に関する基本的な方針

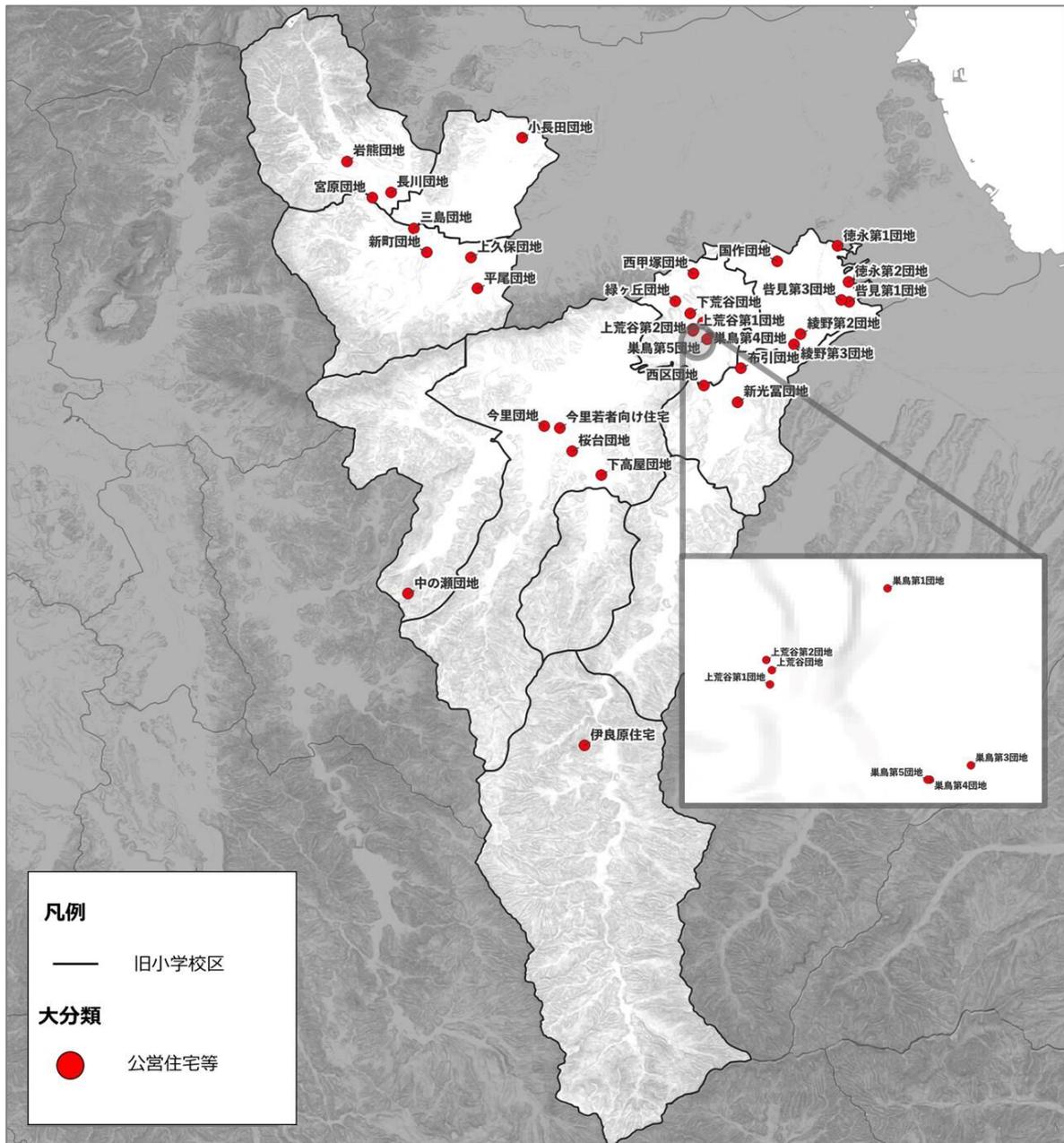
中分類	管理に関する基本的な方針
庁舎等	○みやこ町役場、みやこ町役場別館は、計画的な維持管理(予防保全)を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・平準化を図ります。 ○ICTの積極的な活用により、オンライン申請や庁内の情報連携による窓口ワンストップ化、業務アウトソーシング化などを推進します。 ○災害時の一次避難所として指定されているみやこ町役場別館(黒田校区)は、災害時における安全な避難生活を確保するための必要な設備等の整備を図り、優先的に老朽化対策を推進します。
消防施設	○今後も維持していく施設は、計画的な維持管理(予防保全)を進め、劣化が進行する前に定期的な点検・診断等を実施し、長寿命化型の改修を推進します。これにより、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・平準化を図ります。 ○消防格納庫については、地域に必要な防災機能を確保するため、計画的に更新します。その際、地域特性や団員数、施設の老朽化等を考慮し、統廃合の検討を行います。

	<p>○老朽化している施設や消防車両等の整理を行うとともに、消防団組織の強化を図りつつ、効率的・効果的な活動が行えるよう、組織の充実・多様化を図ります。</p>
--	--

(4) 重点プラン

中分類	重点プラン
行政系施設	<p>○みやこ町役場・みやこ町役場別館 >適切な維持管理を行います。</p> <p>○消防施設 >地元の同意が得られた地区より、順番に統廃合の検討・実施を行います。消防格納庫の役割上、統廃合に関しては施設分布と防災ハザードマップを重ね合わせた上で検討することが求められます。</p>

10. 公営住宅等



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報（小学校区データ）」
国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
公営住宅等	設置目的	公営住宅法やみやこ町営住宅条例に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、町民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とします。
	施設	平尾団地 国作団地 皆見(第1団地、第3団地) 巢鳥(第1団地、第3団地、第4団地、第5団地) 綾野(第2団地、第3団地) 布引団地 西区団地 徳永(第1団地、第2団地) 今里団地 桜台団地 西甲塚団地 新町団地 下荒谷団地 中の瀬団地 小長田団地 岩熊団地 宮原団地 長川団地 三島団地 緑ヶ丘団地 上荒谷団地 上荒谷(第1団地、第2団地) 新光富団地 下高屋団地 上久保団地
	設置目的	伊良原地区の人口の増加及び定住化の促進を図るため。
	施設	伊良原住宅
	設置目的	若者世帯向けの優良な賃貸住宅を設置することにより、若者世帯の定住及び地域の活性化を促進することを目的とする。
	施設	今里若者向け住宅

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
公営住宅等	<p>○延床面積の約5割を旧耐震基準の建築物が占めており、築年数が30年を超える建物も8割以上を占めています。また、26団地が昭和30・40年代の建築となっており、これらの団地は老朽化が進行しています。</p> <p>○三島団地の令和4年度末の管理戸数は、119戸でした。</p> <p>○三島団地の令和4年度末の総面積あたりの歳出は0.63千円/㎡でした。</p> <p>○小長田団地の令和4年度末の管理戸数は、92戸でした。</p> <p>○小長田団地の令和4年度末の総面積あたりの歳出は0.23千円/㎡でした。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ○下高屋団地の令和4年度末の管理戸数は、75戸でした。 ○下高屋団地の令和4年度末の総面積あたりの歳出は 0.18千円/㎡でした。 ○新光冨団地の令和4年度末の管理戸数は、53戸でした。 ○新光冨団地の令和4年度の総面積あたりの歳出は 0.55千円/㎡でした。 ○西甲塚団地の令和4年度末の管理戸数は、79戸でした。 ○西甲塚団地の令和4年度末の総面積あたりの歳出は 0.11千円/㎡でした。
--	---

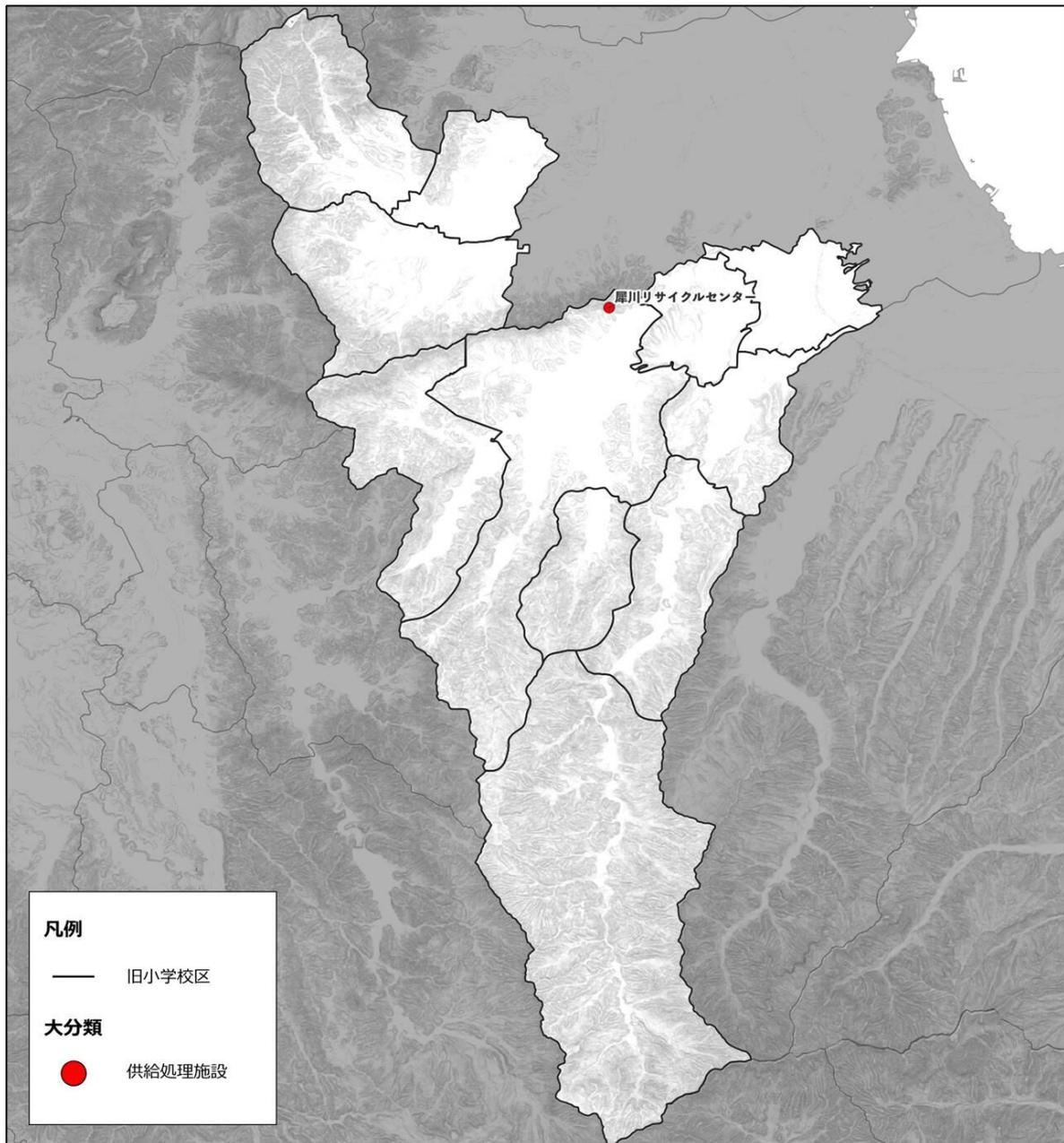
(3) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
公営住宅等	<ul style="list-style-type: none"> ○住民ニーズに合った住宅整備を進めます。 ○入居率や老朽化等の状況を考慮しつつ、集約化・廃止等も視野に入れて、計画的な更新を実施し、適正な管理戸数の維持・確保を図ります。 ○見直しされた「みやこ町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減及び整備・保全に関する財政負担の軽減化・標準化を図ります。 ○管理業務委託の導入など、民間活力を活用した施設の効率的な管理運営方策を検討し、施設の質の向上を図ります。

(4) 重点プラン

中分類	重点プラン
公営住宅等	<ul style="list-style-type: none"> ○公営住宅等 <ul style="list-style-type: none"> ➢みやこ町公営住宅等長寿命化計画に基づき統廃合の検討と実施を行います。

11. 供給処理施設



出典：国土地理院国土政策局「国土数値情報(小学校区データ)」
国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
供給処理施設	設置目的	廃棄物の適正処理、発生抑制、再利用の促進とともに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用されるまちづくりを図り、町民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としています。
	施設	犀川リサイクルセンター

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
供給処理施設	<p>○犀川リサイクルセンターは、新耐震基準による建築物であるものの、建築後30年が経過しています。また、町民から排出される資源ごみや粗大ごみを効率よく再資源化するため、改修等の検討が必要です。</p> <p>○犀川リサイクルセンターの施設内にはプレス棟、選別棟、事務所・休憩室があります。</p>

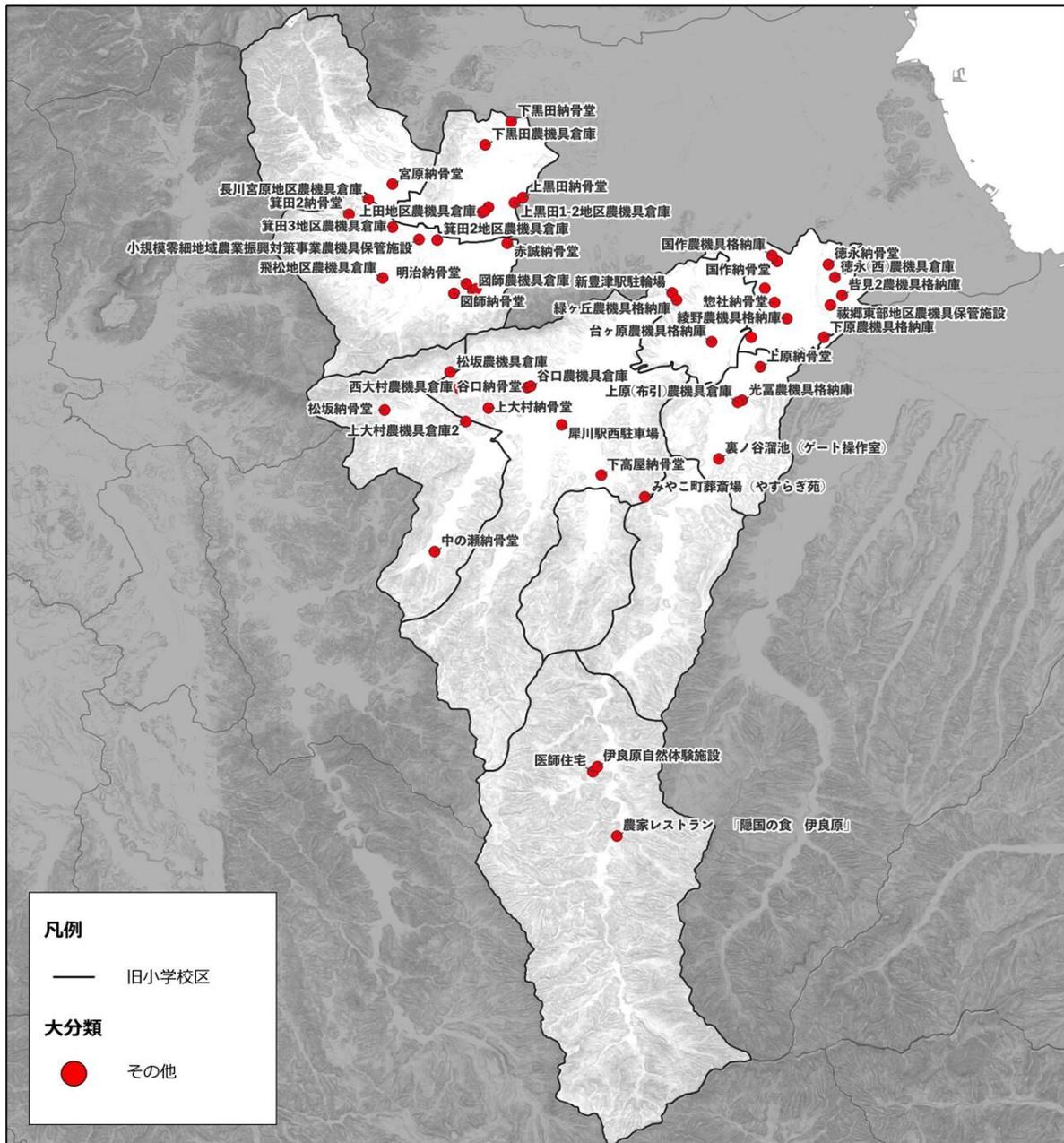
(3) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
供給処理施設	○町民の健康で快適な生活の確保に不可欠な施設であり、また、特殊な設備を有し、他の公共施設と比較しても多額のコストを要するため、定期的に十分な保守・点検・整備を行うなど適切な施設の維持管理に努めるとともに、維持管理コストの平準化や、施設の長寿命化を図ります。

(4) 重点プラン

中分類	管理に関する基本的な方針
供給処理施設	○適切な維持管理を行います。

12. その他



出典:国土地理院国土政策局「国土数値情報(小学校区データ)」
国土地理院「標高タイル」を元に編集加工

(1) 施設の概要

中分類	項目	内容
その他	設置目的	
	施設	斎場 納骨堂 駐車場 農機具格納庫 等

(2) 施設の課題

中分類	施設の現状・課題
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○その他の施設は、52 施設を保有しています。建築年が不明の施設を含め、延床面積ベースで約 7 割以上の施設が建築後 30 年を超えています。 ○各地区農機具倉庫及び納骨堂は、地域で管理を行っています。 ○納骨堂の中には、利用状況が著しく低い施設があります。 ○老朽化している施設の長寿命化の方策や更新についての検討が必要です。 ○用途廃止後、普通財産として管理している施設もあり、施設のあり方の見直しの検討が必要です。 ○農家レストラン「隠国の食 伊良原」の令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は 5.65 千円/㎡でした。 ○伊良原自然体験施設の令和4年度(2022)の総面積あたりの歳出は 2.39 千円/㎡でした。

(3) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○みやこ町葬斎場(やすらぎ苑)は、建築後 28 年が経過しており、設備の延命化を図るため、長寿命化に向けて予防保全*型管理を進めます。また、各地区にある納骨堂は、地域の利用者と協議を行い、維持管理体制を明確にするとともに、近い将来、大規模改修などが必要な施設については、近隣施設との集約について検討します。 ○各地区の農機具倉庫や格納庫等については、利用状況を把握し、適正配置を図ります。また、耐久性、維持管理の容易性等を踏まえ、運営・維持管理コストの削減を図るとともに、費用対効果を検討し、地域への無償譲渡や廃止・解体も視野に入れ、保有総量の削減に努めます。

(4) 重点プラン

中分類	管理に関する基本的な方針
その他	<ul style="list-style-type: none"> ○やすらぎ葬斎場(やすらぎ苑) <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理を行います。 ○医師住宅・犀川西駐輪場・新豊津駅駐輪場 <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理を行います。 ○伊良原自然体験施設・農家レストラン「隠国の食 伊良原」 <ul style="list-style-type: none"> ➢適切な維持管理を行います。 ○納骨堂・光富農機具格納庫・祓郷東部地区農機具保管施設

	<ul style="list-style-type: none">➤ 令和6(2024)年度から10年以内に適切な維持管理を行いながら、施設譲渡の検討・実施および関係団体と協議を行い、令和16(2034)年度からは譲渡先での維持管理をはかります。○ 小規模零細地域農業振興対策事業農機具保管施設と農機具倉庫<ul style="list-style-type: none">➤ 令和6(2024)年から10年間に適切な維持管理をしつつ、今後のあり方として令和16(2034)年には関係者の同意を得た上で廃止することを検討します。
--	--

13. 道路・橋梁

(1) 施設の現状・課題

中分類	施設の現状・課題
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度(2022)末現在、一般道路 464,249m、自転車歩行者道 14,904mを保有しており、道路改良率は65.0%となっています。 ○中心市街地と各地区との連携強化に向けた道路整備が必要とされています。 ○今後、厳しい財政状況の中で、計画的で効率的な点検・維持補修が必要とされています。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ○本町が管理する橋梁は、令和4年度(2022)末現在、橋長 15m未満 205橋、15m以上 73橋、合計 278橋を保有しています。 ○このうち、架設後50年を経過する橋梁は、47%を占め、20年後にはこの割合が83%を占めることとなり、急速な高齢化橋梁の増加が懸念されています。 ○増大が見込まれる橋梁の修繕・架替え経費に対して、可能な限りのコスト縮減への取り組みが不可欠となっており、「みやこ町道路橋長寿命化修繕計画(平成22年~31年)」を策定しました。

(2) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
道路	<ul style="list-style-type: none"> ○中心市街地と各地区の連携強化に資する、県道や国道を結ぶ幹線となる町道の計画的な整備を推進します。 ○安全な生活道路の形成へ向けて、再舗装や老朽化した道路の修繕、高齢者・交通弱者のための交通安全施設(ガードレールなど)の整備・充実などを進めるとともに、バリアフリー化に努めます。 ○道路の清掃及びパトロール等を住民と連携して行い、施設管理の充実と協働による町民サービスの促進を検討し、維持管理体制の向上を図ります。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化が進む橋梁については、計画的に改良・修繕を行います。 ○橋梁の架設年度や立地条件を十分考慮するとともに、定期的に「道路橋基礎データ収集要領案(国土交通省)」に基づいた健全度の把握を実施し、橋梁の損傷等を早期に把握します。 ○日常的な維持管理として、パトロールや清掃などの実施を徹底します。 ○予防的な修繕等を実施し、修繕・架替え経費の大規模化及び高コスト化を回避し、トータルコストの縮減を図ります。 ○損傷の早期把握を目的として、5年間隔で定期点検を実施します。

14. 上水道・下水道

(1) 施設の現状・課題

中分類	施設の現状・課題
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の上水道の保有状況は、令和4年度(2022)現在、管路延長196,835m、岩屋河内浄水場や豊津浄水場をはじめとする上水道施設10施設、耐震管整備率19.4%、上水道普及率53.4%となっています。 ○上水道施設のうち、築年数が30年を超える施設は3施設となっています。 ○今後、老朽化や自然災害対策として、上水道施設の長寿命化[*]及び耐震対策等に取り組むことが必要です。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○本町の公共下水道は、二月谷・台ヶ原・緑ヶ丘・錦ヶ丘上の4区域で整備されています。また、農業集落排水施設では、本庄地区と本町地区の2地区で整備されています。 ○下水道の保有状況は、令和4年度(2022)現在、管路延長40,746m、下水道施設は豊津浄化センター、本町地区農業集落排水処理場、本庄地区農業集落排水処理場の3施設、下水道普及率26.4%、下水道接続率82.6%となっています。 ○豊津浄化センターは比較的新しく、本庄地区農業集落排水処理場は平成27年度改築終了、本町地区農業集落排水処理場は築年数が平成30年度となっています。今後、老朽化や自然災害対策として、下水道施設の長寿命化及び管渠の耐震対策等に取り組むことが必要です。

(2) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
上水道	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹的水道施設の耐震化や老朽施設の改修を進めます。 ○劣化した施設や設備の補修、適切なメンテナンスにより、施設の長寿命化を図り、トータルコストの縮減を図ります。 ○利用者ニーズ[*]に対して柔軟な対応や業務の効率化を図るため、民間活力の導入及び広域化等の検討を進めます。
下水道	<ul style="list-style-type: none"> ○老朽化した汚水処理施設を「みやこ町汚水処理構想」に基づき、計画的に更新します。 ○老朽化し耐震性能が確保されていない管渠の耐震化を進めます。 ○劣化状況等について定期的に点検・診断を実施し、緊急度による優先順位を定めて、計画的な施設の改築・更新に努めます。 ○公共下水道事業及び農業集落排水事業の公営企業会計への移行と民間への事業委託を含めた取り組みを検討し、効率的な運営を進めます。

15. 公園

(1) 施設の現状・課題

中分類	施設の現状・課題
公園	<ul style="list-style-type: none"> ○公園は、住民の快適な憩いの場だけではなく、災害時の緊急避難場所としての役割も担っています。 ○豊前国府跡や豊前国分寺跡を保存し、歴史及び文化への理解を深めるとともに、憩いの場を提供している豊前国府跡公園、豊前国分寺跡公園があります。 ○八景山自然公園や仲哀公園等名所・旧跡を活かした公園、河川・池の水辺など自然を活用した公園が比較的多く、みやこ町花菖蒲公園、今川河川公園、犀川公園(本庄池)などがあります。 ○祇川には、川遊びが楽しめるほたるの里公園があり、駐車場、ウォーターライダー、自然石を使った緩傾斜護岸や飛び石などが設置され、自然の雰囲気を残しつつ、利用しやすい公園となっています。

(2) 管理に関する基本的な方針

中分類	管理に関する基本的な方針
公園	<ul style="list-style-type: none"> ○住民の憩いの場、地域の交流の場、安心して遊ぶことのできる場とするため、既存公園の適切な整備・充実及び維持管理を行います。 ○施設の定期的な点検等により、利用状況や劣化・損傷の状況等を把握し、予防保全型の管理を進めるなど、計画的な維持管理を行い、利用者の安全確保やライフサイクルコストの縮減を図ります。 ○老朽化が進行した遊具やトイレ等の付帯設備は、事故等の危険性が高いものから順次修繕・更新を実施するとともに、必要に応じて撤去等を検討します。 ○身近な公園については、地域の状況やニーズを踏まえ、草刈りや清掃等の維持管理を地元住民との協働で行うなど、新たな維持管理体制を検討します。

第5章 計画の推進に向けて

1. 総合的かつ計画的な管理に向けた方策

(1) 全庁的な取組体制の構築

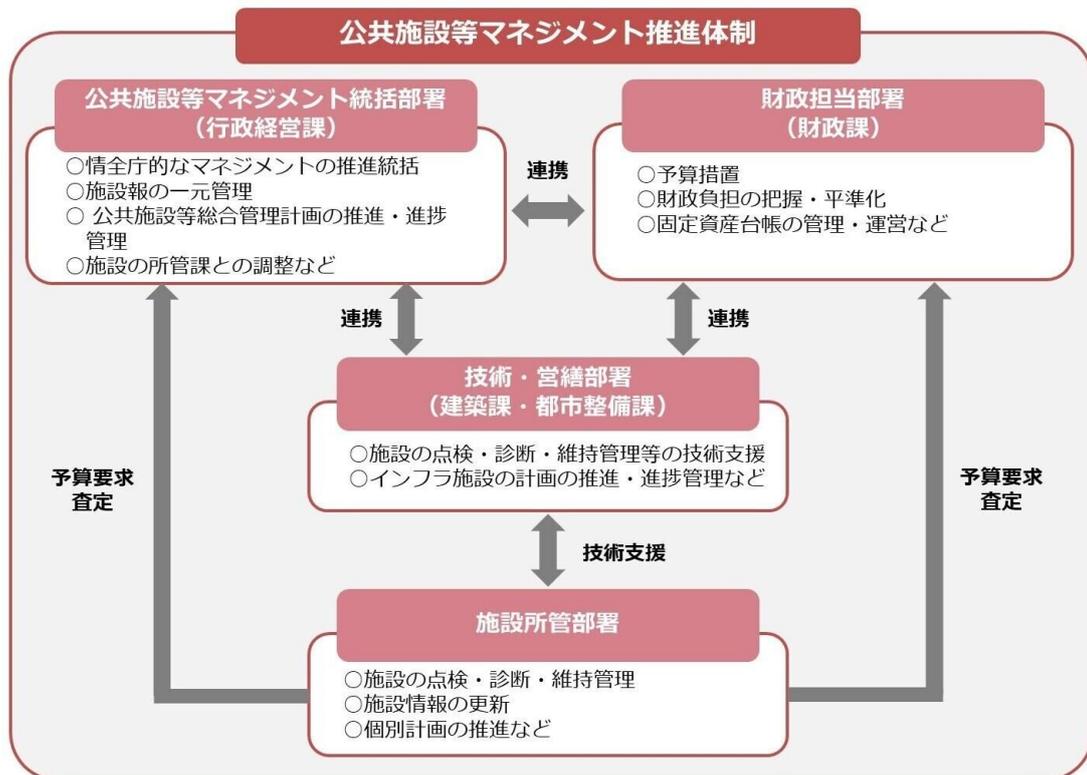
本計画の取り組みを着実に推進していくためには、計画の趣旨を全庁的に周知するとともに、施設所管部署の共通認識の下で再配置計画や長寿命化計画等の個別計画を策定し、推進していく必要があります。

長寿命化計画等の個別計画等の取組を効率的に推進していくためには、関係部門が組織横断的に調整・協力する必要があります。今後、本計画を適切に推進していくため、庁内の推進体制を強化し、各部門の連携を高めて、公共施設等のマネジメントを推進していく必要があることから、下図のような体制を構築します。

全庁的な公共施設等のマネジメントの推進を統括し、計画の進捗管理を実施する部署を行政経営課とします。また、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するために、行政経営課と財政課が連携し、公共施設等のマネジメントにかかる予算編成や予算配分等を検討していきます。さらに、建築課及び都市整備課、施設所管部署が密接に連携を図り、公共施設等の点検・診断・維持管理、個別計画等を推進していきます。

今後の財政見通しを踏まえながら、公共施設の再配置に向けた実施計画を作成し、本計画に基づく取組を具体的に進めていきます。

図表5-1:新たな取組体制



(2) 情報の一元管理

今後、本計画に基づいて適切に公共施設等を管理・運営していくためには、点検・診断、改修・更新等の維持管理状況、コスト情報、利用状況など、施設に関する多種多様な情報を集約的に把握できるようにする必要があります。また、予防保全型の維持管理の推進に向けて、これまでの各所管部署による個別的な管理から、総合的かつ計画的な管理へ転換する必要があります。

そのため、公共施設等のマネジメントの推進を統括する行政経営課において、公共施設等に係る全ての情報を一元的なデータベースとして集約化されるとともに、随時更新を行い、最新のデータを全庁で共有できる仕組みを作り、施設の効率的な管理と運営を実践します。

(3) 町民や議会との情報の共有

公共施設等の再配置の取組を推進していくためには、町民及び町民の代表である議会の理解と協力を得る必要があります。

本計画の趣旨や基本的な方針等について、ホームページや広報紙などを活用し、町民や議会に情報の発信を行い問題意識の共有化を図りながら、公共施設等の再配置に向けた取組みを推進していきます。また、今後も個別計画の策定においては、施設所管部署が中心となって意見を聴取し、より現実的で幅広い意見を反映するよう努めます。

(4) 職員の意識改革

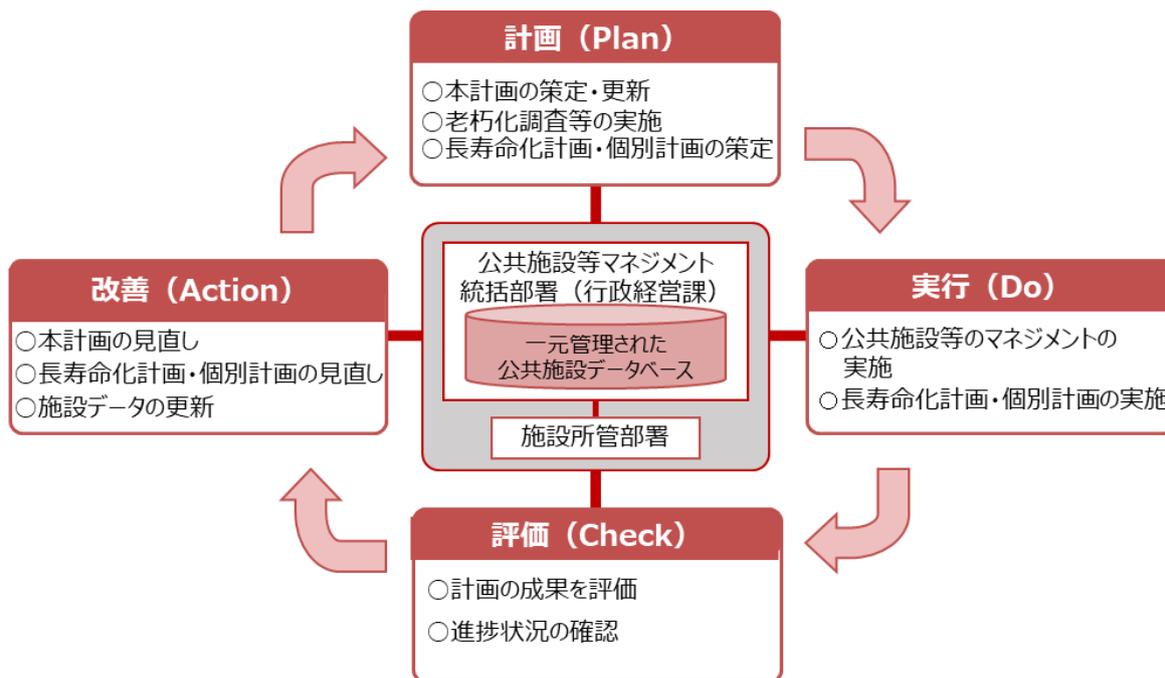
職員一人ひとりが本計画の趣旨と意義を理解し、コスト削減や行政サービスの質の向上のための創意工夫を実践するため、専門的技術研修や全職員を対象とした公共施設マネジメントに関する研修会等を通じて啓発に努め、意識の向上を図ります。

2. フォローアップの実施方針

公共施設等のマネジメントを着実に実践し、効果を高めるため、下図に示すような継続的で円滑なマネジメントを確立する手法である「PDCAサイクル」による進捗管理を行います。

「PDCAサイクル」では、計画の策定(Plan:計画)、公共施設等マネジメントの実施(Do:実行)、成果を評価(Check:評価)、評価に基づく見直し(Action:改善)、計画の更新(Plan:計画)を継続的に繰り返し、より質の高い公共施設等マネジメントを実現することが可能となります。

図表 5-2:公共施設等マネジメントのPDCA サイクル



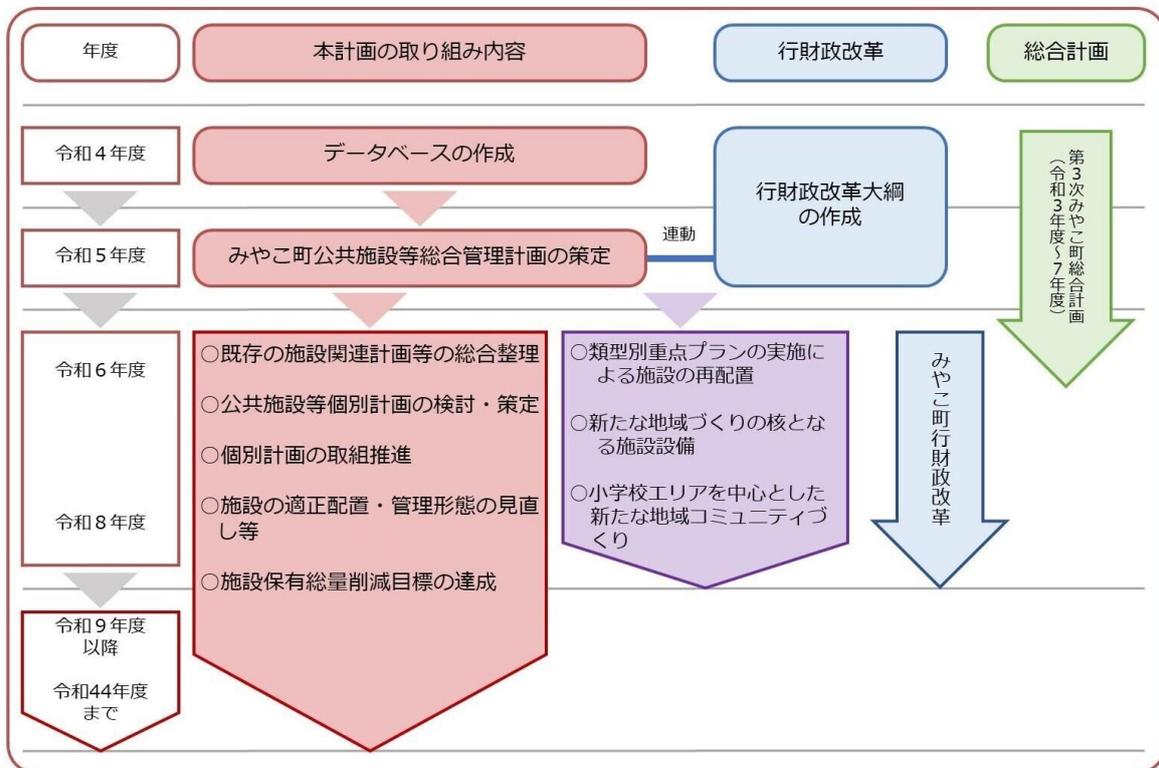
3. 計画の推進スケジュール

本計画は、本町の公共施設等のマネジメントを推進していくための基本方針として、令和5年度(2023)に策定しました。これに先立ち、施設情報を調査し、集約したデータベースを作成しました。

今後は、本計画を踏まえた、施設ごとの対応方針を定める個別計画を策定し、具体的な取り組みを進めるとともに、重点プランに掲げられている施設について、概ね10年の期間で段階的に廃止・集約・更新等の再配置を推進していきます。

なお、今後の取り組みについては、社会情勢や財政状況等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを図りながら推進します。

図表 5-3:計画の推進スケジュール



4. 重点プラン実施による削減効果

ここでは、前章に記載した重点プランが実現した場合の公共施設の削減効果を試算します。重点プランを全て実行した場合、現在本町が保有する公共施設の総延床面積に対して約 15%削減となります。(概ね 10 年間)。本計画には行政系施設の消防施設の統廃合の削減効果を反映していないため、今後の計画でより大きな削減効果を期待することができます。

今後も、本計画に基づき、引き続き公共施設の最適化に向けて取組を推進していきます。

図表 5-3:重点プランによる削減効果

大分類	対象施設の延床面積 【㎡】	
	現状	再配置後
町民文化系施設	8,199	2,429
子育て支援施設	1,599	0
産業系施設	15,963	9,523
行政系施設	8,083	6,036
公営住宅	45,850	36,475
その他	7,461	4,590
合計【㎡】	87,154	59,053
削減可能面積計(現状-再配置後)【㎡】		28,101
現状のみやこ町保有面積計【㎡】		183,577
削減率 (削減可能面積計/現状のみやこ町保有面積計)【㎡】		15%

6. 参考資料

用語解説

あ行

RC橋

鉄筋コンクリートで作られた橋梁。

ESCO事業

省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、利益と地球環境の保全に貢献するビジネスで、省エネルギー効果の保証等により省エネルギー効果(メリット)の一部を報酬として受取ることができ、すべての費用(建設費、金利、ESCO事業者の経費)を省エネルギー改修で実現する光熱水費の削減分等で賄うことを基本としている。

インフラ系施設

国民の生活及び社会経済活動の下支えとなる基盤の施設で、道路・橋梁、公園、上下水道などが含まれる。

か行

管理業務委託

公共サービスの管理を外部の民間企業や他団体に委託し行う方法。

経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、義務的経費(人件費・扶助費・公債費の計)などの容易に縮減することが困難な経常的経費に、地方税・地方交付税等の経常一般財源収入がどの程度消費されているかを表す指標。比率が低いほど財政構造が弾力的であると考えられ、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあると考えられている。

公共施設等

本町の保有する財産のうち、公共施設(建築系施設、いわゆるハコモノ)、インフラ系

施設(道路、橋りょう、河川、上水道など)及び土地をいう。

公共施設等総合管理計画

公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に管理、推進するための取組、またその計画。(平成26年4月22日に総務省より各地方公共団体に対して策定要請が出された。)

公共施設等のマネジメント

町が保有している全公共施設等を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。

更新

既存の設備等を新しいものに置き換えること。本計画では、公共施設等の建て替えや再整備のことをいう。

さ行

施設類型

建築系施設及びインフラ系施設を目的や使い方などで分類したもの。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。実質的な借入金の返済額が、標準的な一年間の収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す。この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなど、資金繰りの危険度を示している。

指定管理者制度

公共施設などの管理・運営を、民間事業者等の団体に代行させることにより、町民サービスの向上や経費の削減を図る制度。

集約

分類が異なる施設の類似する機能を一つの施設に集めること。集約化。

将来負担比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」において、健全化判断比率として定められ、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断する一つの財政指標。地方公共団体の借入金(地方債)など、現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。

ストック

既に整備され、蓄えられたもの。

■ た行

大規模改修

一部分だけでなく、建物内の多くの場所を対象として行う改修のこと。建物本来の寿命まで健全な状態で使えるように実施される場合も含む。

耐震化

強い地震でも建造物が倒壊、損壊しないように補強すること。そのような構造に造りかえること。

耐震基準（旧耐震基準・新耐震基準）

建築物の設計において適用される地震に耐えることのできる構造の基準。旧耐震基準は、1981(昭和56)年5月31日までの建築確認において適用されていたもので、震度5強程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されていた。新耐震基準は、それ以降から現在にかけて適用されている基準であり、震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような構造基準として設定されている。

長寿命化

建物等の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う予防保全型の施設管理において、施設の使用期間を延伸させる点検・維持管理・修繕等の取組をいう。

データベース

検索や蓄積が容易にできるよう整理された情報の集まりのこと。通常はコンピュータによって実現されたものを指す。データベース化。

統合

同じ分類の複数施設を利用等の状況に応じて一つの施設に集約すること。(例:学校、集会所の統合)

投資的経費

その支出の効果が資本形成のためのもので、将来に残る施設等を整備するための経費。普通建設事業費などが含まれる。

■ な行

ニーズ

要望、需要のこと。

■ は行

バリアフリー

住宅、公共施設、交通機関、身の回りの商品などを、障がい者や高齢者が生活するのに支障のない構造や仕様にする。

PFI

Private Finance Initiative の略。公共施設の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法をいう。

PC橋

あらかじめ応力を加えたプレストレストコンクリートによって建設された橋梁。通常の

鉄筋コンクリート橋よりも強い荷重に抵抗でき、長いスパンで橋を架けることができる。

PPP

Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI、指定管理者制度、包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれる。

複合化

複数の施設がもつ機能をそれぞれ独立した形で一つの建物内に併設すること。

扶助費

社会保障制度の一環として、児童・高齢者・障害者・生活困窮者などに対して、国や地方公共団体が行う住民福祉を支えるための支援に要する経費。生活保護費、児童手当、医療費助成、公立保育園運営費、特別養護老人ホームや包括支援センターの運営費、災害救助費などが含まれる。

普通建設事業費

道路・橋・学校・庁舎などの公共施設等の新増設の建設事業に必要とされる投資的な経費をいう。

平準化

各年度で更新費用にバラつきが多いものをある一定の基準を踏まえ、平均値に近づけること。

■ や行

遊休地

使用されていない土地。

予防保全

建物等の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う管理手法をいう。一般に、建物等の寿命が長くなることから、建設・維持管理・廃止に至る過程で必要な経費の総額（ライフサイクルコスト）の縮減が期待される。

■ ら行

ライフサイクルコスト（LCC）

建築系施設やインフラ施設など構造物の企画設計、建設、運用管理、解体再利用の各段階で発生するコストの総計。